

動物展示施設における 人と動物の共通感染症対策 ガイドライン 2003

厚生労働省 健康局 結核感染症課

序

動物園をはじめとする動物展示施設は、家庭で飼育できない野生動物などを間近にして、訪れる方がそれぞれ楽しめる貴重な場所です。

最近、このような動物展示施設の従業員や来園者の方々に、展示されていた動物の病気が感染する事件が続けて起きてしまいました。残念な事件ですが、マスコミでも取り上げられ、当課でもその対応に携わりました。

このような動物展示施設における感染症の発生は、極めて希な事例ですが、今後の再発を防止し一層の安全性を確保するにあたっては、事件の発生原因を明らかにして、発生防止対策を講じることが重要です。

そこで、当課も支援して、「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドラインの作成に関する研究（厚生科学研究：国立感染症研究所感染症情報センター岡部信彦センター長）（注）」において、事件の原因調査を踏まえた発生防止対策を、ガイドライン案として作成いただいた次第です。

そして、このガイドライン案に関係機関からご意見をいただき、今般、結核感染症課より本ガイドラインを関係機関に配布することといたしました。

本ガイドラインは、日本動物園水族館協会を始めとする様々な分野の関係者（執筆者一覧参照）の協力により作成することができた、本邦初の動物展示施設の感染症対策ガイドラインです。

動物展示施設における一層の公衆衛生対策に役立てていただければ幸いです。

（注）厚生科学研究費補助金「新興再興感染症研究事業」の「動物由来感染症対策としての新しいサーベイランスシステムの開発に関する研究（主任研究官：国立感染症研究所獣医科学部 山田章雄部長）」の一部として実施されたものです。

平成15年4月

厚生労働省健康局結核感染症課長

遠藤 弘良

執 筆 者 一 覧
(研究者及び研究協力者)

総 論

岡部 信彦：国立感染症研究所感染症情報センター
新井 智：国立感染症研究所感染症情報センター
安藤 正樹：神奈川県東部家畜保健衛生所
大山 卓昭：国立感染症研究所感染症情報センター
多田 有希：川崎市健康福祉局健康部疾病対策課
中島 一敏：大分医科大学感染分子病態制御講座
成島 悦雄：東京都恩賜上野動物園（日本動物園水族館協会感染症対策委員会）
福本 幸夫：広島市安佐動物公園（日本動物園水族館協会感染症対策委員会）
藤井 逸人：京都市保健福祉局地域医療課
山田 章雄：国立感染症研究所獣医科学部
吉川 徹：労働科学研究所 教育・国際協力部

各 論

岸本 寿男：国立感染症研究所ウイルス第一部 ()
川中 正憲：国立感染症研究所寄生動物部 ()
山田 章雄：国立感染症研究所獣医科学部 ()

目 次

序

執筆者一覧

総 論

.はじめに.....	1
.ガイドラインの概要.....	3
.ガイドラインの詳細.....	5
1. 従事者に対する人と動物の共通感染症の予防と健康管理(従事者対策)	
2. 来園者に対する展示動物を原因とする感染症の予防(来園者対策)	
3. 動物の健康管理(動物対策)	
4. 動物飼育施設の管理(施設対策)	
5. 人と動物の共通感染症対策組織等の確立(感染症対策組織等)	
6. 人と動物の共通感染症発生時の危機管理(危機管理プラン)	
.用語の解説.....	10
.付属書	
1. 施設内サーベイランス.....	11
2. 予防接種.....	11
3. 感染症法に規定されている疾病の内、動物を原因とした人感染の 発生が想定される疾病.....	12
4. 家畜伝染病予防法に規定されている対象疾病と対象動物で、動物を 原因とした人感染の危険性のある疾病.....	13
5. 動物グループ別の感染症重要度分類.....	14
6. 動物園の消毒について.....	15
7. 消毒薬一覧.....	20
8. 人と動物の共通感染症・家畜伝染病発生施設における対策本部組織図.....	23

各 論

「小鳥のオウム病の検査方法等ガイドライン」	24
1. トリの試験室検査と治療のフローチャート	24
2. 試験室内検査の詳細	24
3. 治療について	25
4. 別添(本ガイドラインの検査方法の選定に際して行った考察治療について) ...	28
「アライグマに寄生するアライグマ回虫の検査等のガイドライン」	31
1. アライグマ回虫卵の検査方法	32
2. アライグマ回虫による環境の虫卵汚染	32
3. アライグマ回虫卵の処理法	33
4. アライグマ回虫の駆虫法	34
5. アライグマ回虫対策のポイント(検査実施から対応まで)	35
6. その他	35
7. 参考「アライグマ回虫による脳炎---2000 年、イリノイ州シカゴおよび カリフォルニア州ロサンゼルス」(邦訳分)	36
「動物園におけるウエストナイル熱(米国での対応の紹介)」	39
1. 米国での WNV 流行状況について	39
2. 動物での WNV 感染について	39
3. アメリカ動物園協会等が行なっているサーベイランスについて	41

参考資料

1) 参考文献	46
2) 関連ホームページ	47
3) 関係法規	47
4) 全国保健所一覧	48
5) 全国家畜保健衛生所一覧	62

I.はじめに

ガイドライン作成の背景

動物の展示施設は、レクリエーションの場であると共に、教育、調査・研究、種の保存等といった大切な使命を担っており、今日の社会においては欠かせない存在となっている。現在、全国には日本動物園水族館協会に加盟している動物園が97施設、水族館が71施設、開設されており、年間を通じて訪れる来園者の数は動物園に約4300万人、水族館に約2700万人で合計約7000万人に及ぶ。

動物展示施設の特殊性として、通常、人と触れあうことのない野生動物等が、飼育係等の従事者や、場合によっては来園者と直接的・間接的に接触することがあげられる。これまでは、展示施設におけるこのような人と動物の接触により、「人と動物の共通の感染症」が動物から人に拡大することはほとんどなく、極めて稀なことであったが、残念なことに一昨年から昨年にかけて、2カ所の動物展示施設において人への感染が報告され、大きく報道されたところである。

大切な使命を担っている動物展示施設において、人が動物からの感染症に罹患することは残念な事態であり、飼育動物、人に対する配慮をしつつ十分な対策を講じて感染症の発生を出来るだけ未然に防ぐことが、個々に対しても公衆衛生的に必要な課題となっている。

今般、本ガイドラインの作成に至ったいきさつは上記のような事情による。本来、人の感染症が発生することが稀である動物展示施設が、本ガイドラインを活用することで一層の安全性が確保されれば幸いである。

本ガイドラインでは「人と動物の共通感染症」という語を用いているが、同義語として、人獣共通感染症、人畜共通感染症、あるいは動物由来感染症、といった語も存在する。本ガイドラインでは、通常飼育されている動物園動物が直ちに感染源になるわけではないが、生物である動物が、生物である人に対して稀であるが感染源となり得るリスクを少しでも回避するために作成したものである。動物と人との共通点について認識を持ち、それぞれについて注意を払うという意味で「人と動物の共通感染症」という語を用いた。本ガイドラインによって、動物展示施設が人にとってより安全でまたより有意義な施設となり、そこにいる動物にとってもより健康な状態で飼育されることに寄与することを祈念している。

本ガイドラインは、我が国では初めて作成された動物展示施設における人と動物の共通対策の総説的なものであり、今後、必要に応じて改訂すると共に、個別各論分野についても多方面の協力を得て充実を図りたい。

ガイドラインの対象施設

動物の展示を行なう動物園・水族館等の動物展示施設

ガイドラインの目的

動物展示施設において、飼育される展示動物に由来する感染症に、従事者および来園者が罹患することを予防し、また、万が一、人と動物の共通感染症が発生した場合にその被害を最小限にとどめることを目的とする。

．ガイドラインの概要

本ガイドラインは、従事者、来園者、動物および施設に関するそれぞれの対策と、設置すべき感染症対策組織および危機管理プランについて、以下のとおり記述した。

1. 従事者に対する人と動物の共通感染症の予防と健康管理 （従事者対策）

- 1)教育
- 2)施設内感染症サーベイランスの確立（付属書１）
- 3)定期的健康診断
- 4)予防接種（付属書２）
- 5)一般的な感染予防対策
- 6)防疫マニュアルの作成と遵守の徹底
- 7)産業保健スタッフとの連携と労働衛生管理体制の確認

2. 来園者に対する展示動物を原因とする感染症の予防 （来園者対策）

- 1)情報提供
- 2)来園者と動物との接触について
- 3)来園者と接触する展示動物について

3. 動物の健康管理 （動物対策）

- 1)動物別・展示方法別の危害度評価（付属書３、４、５）
- 2)動物搬入時の検疫の徹底
- 3)飼育動物の健康状態の把握
- 4)適切な飼育管理
- 5)獣医師との協力体制
- 6)死亡した動物の処置（付属書６）

4. 動物飼育施設の管理 （施設対策）

- 1)適切な換気・清掃・洗浄・消毒・滅菌等の励行（付属書７）
- 2)救急用医薬品等の常備
- 3)感染症罹患動物の適切な治療等の処置
- 4)環境の微生物学的なモニタリング等
- 5)鼠族・昆虫等の駆除あるいは防除
- 6)作業動線の確立
- 7)立入制限について

5. 人と動物の共通感染症対策組織等の確立（感染症対策組織等）

- 1) 感染症対策委員会の設置（付属書 8）
- 2) 医師、医療機関との協力
- 3) 動物の感染症診断のための検査体制
- 4) 感染症発生時の緊急連絡網の構築

6. 人と動物の共通感染症発生時の危機管理（危機管理プラン）

- 1) 感染症対策委員会の招集
- 2) 保健所等への相談
- 3) 医療機関への情報提供
- 4) 感染症に罹患した動物の検査の実施
- 5) 適切な情報提供について

．ガイドラインの詳細

1. 従事者に対する人と動物の共通感染症の予防と健康管理(従事者対策)

1)教育

施設管理者は従事者に対し、必要に応じて感染症に関する正確な情報とその防疫上必要な知識と技術について教育・啓発しなければならない。異常を感知するには知識と経験が重要であることから、施設管理者は従事者に教育・啓発の機会を積極的に与えること。また、感染症発生を想定した訓練・演習を定期的の実施することが望ましい。

2)施設内感染症サーベイランスの確立（付属書1）

施設管理者は、人と動物の共通感染症（疑いを含む）の発生状況等の継続的な情報収集に努め、定期的に分析し、適宜、関係者に必要な情報を提供する。

3)定期的健康診断

施設管理者は、動物の管理・飼養に関わる従事者の健康診断を定期的の実施する。健康診断の項目については、展示動物の種類等、各施設の実情に合わせ選択する。健康時の血清を保存することにより、人における人と動物の共通感染症発生時の診断の助けとなるため、血清保存の可能な施設では一定期間保存しておくことが望ましい。

4)予防接種

施設管理者は、従事者に対して予防接種を必要に応じ実施することが望ましい（付属書2）。

5)一般的な感染予防対策

動物からの感染の機会は、動物の血液、体液、粘液、排泄物に接触する時に危険性が増大する。具体的には、出血をしている場合、分娩、排尿、排便等があげられる。従事者はこのような体液に接触することが想定される作業に従事する場合は、感染予防対策のための手段を実施する。具体的には、接触感染、飛沫感染、空気感染予防のため、手袋、マスク、ゴーグル等の着用（近年、院内感染予防対策などで用いられる標準的予防策； Standard precautions の応用）に努める。

6)各施設ごとの防疫マニュアルの作成と遵守の徹底

施設管理者は、感染症の発生していない「通常時に行なう標準作業」と「感染症発生時に行なう危機管理作業」とをそれぞれ分けて、感染症発生予防対策マニュアルを作成する。マニュアルで定められた事項等が日常の作業で遵守されているか、また、感染症発生時に必要な資材その他が整備されているか定期的にチェックを行なう。

7)産業保健スタッフとの連携と労働衛生管理体制の確認

施設管理者は、人と動物の共通感染症の予防とその対策に関して、施設規模に応じて産業医・衛生管理者・衛生推進者等の産業保健スタッフを選任し、これら担当者と

あらかじめ協議し、感染の危険性が高い区域、作業等の把握に努め、感染リスクの減少に努めること。

2. 来園者に対する展示動物を原因とする感染症の予防(来園者対策)

1) 情報提供

施設管理者は、来園者に対して必要に応じて動物に由来する感染症の情報を提供する。

2) 来園者と動物との接触について

施設管理者は、動物と接触する機会が想定される場合は、「動物と接触する区域」と「動物と接触のない区域」とを明確に区別し、「動物と接触する区域」の中では飲食や喫煙等を禁止する。動物の体液や糞尿による汚染を可能な限り防止し、動物と接触する区域から入退出する時は石鹸・流水による手洗いを来園者に指導する。動物との接触により感染する可能性のある人と動物の共通感染症に関する情報を来園者に提供し、その後、体調不良の訴えがあった場合は、速やかに医療機関の受診を勧める。

3) 来園者と接触する展示動物について

来園者と接触する展示動物については、万が一の感染症の人への感染を避けるために、感染症対策をより厳重にすべきであり、何らかの異常を認める個体は展示すべきではない。具体的には、当該展示動物は健康な動物群由来のものであること、食欲・排便・排尿等の一般健康状態に異常がないこと、皮毛等の外観上に異常がないこと、その他、試験検査を行った場合には、その結果に異常がないこと等を満たした個体であること。

3. 動物の健康管理(動物対策)

1) 動物別・展示方法別の危害度評価

実質的かつ効率的な予防対策を講じるためには、動物別あるいは感染症（病原体）別に展示方法を勘案した危害度評価を行なう必要がある。動物展示施設については多種多様な動物種を飼養するため、これらに関わる感染症について危害度が不明なものが多いと考えられる。当面のあいだ人と動物の感染症危害評価は、感染症法(付属書3)、家畜伝染病予防法(付属書4) の該当疾病、および平成9年厚生省伝染病予防部会・基本問題検討小委員会の中の動物由来感染症ワーキンググループによるものを改正した動物由来感染症危害評価(付属書5) を参考にする。

2) 動物搬入時の検疫の徹底

動物の新たな搬入は感染症を持ち込む可能性の高い作業であるので、施設管理者は上記の危害度評価を勘案のうえ、搬入に先だって当該個体の由来、前飼育施設等での履歴(病歴・治療・実施検査等) について情報収集する(情報を検討したうえで、搬

入を決定する)。搬入後は必要な獣医学・公衆衛生学的な検査(臨床症状の観察・血液生化学的検査・微生物学的検査・寄生虫学的検査等)を検疫施設において実施する。検疫期間は感染症の検査が完全に終わるまでとするが、感染症以外の疾病が疑われる場合は必要に応じ、治療等の処置を実施する。また、感染症であることが判明した場合は、展示を見合わせ、隔離施設等に収容し、必要に応じ保健所(資料4)、家畜保健衛生所(資料5)、獣医師等と協議のうえ、治療・消毒等の適切な感染症の蔓延防止等の処置を実施すると共に、動物の導入の可否を再検討する。

3) 飼育動物の健康状態の把握

人に対して病原性のある病原体も、動物においては病原性を持たないものも多い。施設管理者は、上記の危害度評価を勘案のうえ、展示動物が特定の感染症に罹患していないか定期的な検査を実施し、管理下の動物の感染症(疑いを含む)の発生状況等の継続的な情報収集に努め、適宜、従事者および関係者に必要な情報を提供する。また、従事者は普段から飼育動物の健康状態を記録し、健康状態の情報を従事者間で共有する。

4) 適切な飼育管理

不適切な飼養・管理等の種々のストレスは動物の免疫低下を招く等の理由で感染症の発症率を上げるため、施設管理者は、展示動物の過度の生理的・精神的ストレスを与えないよう動物種毎に適した飼育管理に努める。

5) 獣医師との協力体制

従事者は、常時、動物の食欲・栄養状態・行動等に留意し、異常があれば直ちに獣医師に連絡する。また、動物の異常に関する情報の伝達が確実かつ迅速に行われるよう体制を整えておくこと。

6) 死亡した動物の処置

施設管理者は、死亡した動物が出た場合、感染症拡大防止の観点より、第一義的に感染症を想定し、消毒等の適切な感染症の蔓延防止措置を講ずる等の処置を行なう(付属書6)。その動物種で起こりうる感染症を想定し、死亡現場で死体を十分観察したうえで、その後の処置を行なう。上記の危害度評価に基づき、場合によっては必要な検査等が終了するまで現場への立入を制限し、運搬・解剖を見合わせる。また、病原体を封じ込めるため必要な処置を死体等に施すこと。

4. 動物飼育施設の管理(施設対策)

1) 適切な換気・清掃・洗浄・消毒・滅菌等の励行

従事者は、各動物舎・飼育ケージ・水槽等、飼育管理に供する器具、作業衣等は適切に清掃・消毒・洗浄し、必要に応じて滅菌を行なう。とりわけ、検疫施設内の清掃・洗浄・消毒等は、感染症の発生予防の考えに則り、規則等を遵守し、担当者は、作

業動線に従って実施すること。清掃の際は、適切な換気に留意すること。また、施設管理者は、踏込消毒槽、手指用消毒液等の使用にあたっては濃度や使用法の適正な管理を十分行なうこと（付属書7）。

また、感染症の蔓延防止の観点から、施設には 従事者専用のシャワー（入浴）施設を備え、更衣室には、作業靴用および通勤用履物入を付属し、従業員各自に作業着用と通勤着用の更衣ロッカーを1本ずつ用意し、作業着専用の消毒、洗濯、乾燥設備を備えること。実施にあたっては、通勤着と作業着は厳密に区別し、汚染の危険性のある作業後および毎終業時のシャワーを励行し、作業着は消毒後、職場で洗濯、乾燥する。使用後の作業着は施設外には持ち出さないこと。

2) 救急用医薬品等の常備

施設管理者は、動物による咬傷、その他動物の排泄物・体液等による汚染、あるいは汚染された器物を介した負傷時には、受傷部を洗浄する水道等の施設や消毒液・無菌ガーゼ・包帯等の救急用医薬品を動物舎ごとに常備しておくこと。上記危害度評価に勘案し、場合によっては感染症発生時における処置も実施する。

3) 感染症罹患動物の適切な治療等の処置

施設管理者は、感染症に罹患した動物の治療に関しては、想定される感染症に応じて、検査・治療方針（安楽死を含む）等の具体的対策を確立しておく。また、死体の処理方法・処理委託機関等についても確立しておく。動物の治療等に必要な抗生物質その他の薬剤等の内、特殊なもの・入手に時間を要するものについても入手方法を確立しておく。

4) 環境の微生物学的なモニタリング等

施設管理者は、動物舎・動物舎周辺の施設で必要に応じ微生物学的なモニタリングを適宜実施する。

5) 鼠族・昆虫等の駆除あるいは防除

ネズミ・ハエ・カ・ゴキブリ・ハト・カラス等の動物は、施設内外から病原体を持ちこむ、または持ち出すおそれがあるため、施設管理者のもと、駆除ないし防除を行なう。

6) 作業動線の確立

施設管理者は、飼育作業従事時の作業動線を確立し、動物舎内外の出入の際は必ず踏込槽等を用いて消毒すること。

7) 立入制限について

施設管理者は、原則的に施設管理・飼育エリア内へは部外者の立入を禁止する。見学等の場合は、適切な衣類・長靴等を着用させ、動線も制限し踏込槽等を用い、適宜消毒を受けさせる。

5. 人と動物の共通感染症対策組織等の確立(感染症対策組織等)

1) 感染症対策委員会の設置（付属書8）

施設管理者は、感染症対策委員会を設置し、指揮命令系統・役割分担等について明確化しておくこと。また、施設内に安全対策委員会等が設置されていれば、両者の協議を密にしておくこと。

2) 医師、医療機関との協力

産業医を有する施設では産業医と協力し、産業医のいない施設でも医療機関と協力する必要がある。万が一、従事者等が人と動物の共通感染症に罹患したと思われる場合に受診できる医療機関を確保し、人と動物の共通感染症に関する情報を共有する等担当の医師と連絡を密にしておくことが望ましい。

3) 動物の感染症診断のための検査体制

施設管理者は、人と動物の共通感染症が疑われる場合、その診断に対しては、自施設でどこまで検査ができるか、外部検査機関に委託するとするならば何処に委託するのかを文書化しておく。危害度評価上重大な感染症である疑いのある場合、保健所および家畜保健衛生所と十分協議のうえ、必要に応じ専門家に委託することを原則とする。

4) 不明病原体感染症発生時の緊急連絡網の構築

施設管理者は、事例に関する情報の共有化と対策立案のため動物園・水族館内部および所属機関との連絡網を構築する。関係機関（保健所、家畜保健衛生所、(社)日本動物園水族館協会、関係官公署、関係園）との連絡網を構築しておく必要がある。情報を共有するに当たり、個人情報の保護には十分配慮しなければならない。

6. 人と動物の共通感染症発生時の危機管理(危機管理プラン)

1) 感染症対策委員会の招集

施設管理者は、速やかに感染症対策委員会を招集し、各役割分担において感染症蔓延防止業務に対応する。感染症発生時の行動は、患者（疑いを含む）が発見された時点で速やかに発動されなければならない。

2) 保健所等への相談

施設管理者は、人と動物の共通感染症の発生が疑われた時には、管轄保健所ならびに家畜保健衛生所等に速やかに相談し、協力して感染拡大防止に努めること。

3) 医療機関への情報提供

人と動物の共通感染症の対応には、専門の知識を有した医師の協力が必要である。施設管理者は、従事者等が人と動物の共通感染症に罹患したと思われる場合は、医療機関の受診を勧めると共に、受診医療機関へ動物との接触に関する情報提供を行ない、感染原因の特定に努めること。

4)感染症に罹患した動物の検査の実施

施設管理者は、人と動物の共通感染症（疑い含む）発生に前後し、動物に感染症が発生した場合は、その動物が感染源になっている可能性も考え、速やかに必要な検査を実施する。その際、家畜保健衛生所および保健所等の関係機関と事前に相談することが望ましい。

5)適切な情報提供について

施設管理者は、適切に情報を提供するため、あらかじめ情報の公開方法を決定しておくことが望ましい。

．用語の解説

- ・ 従事者；「従事者」とは従業員、飼養者、職員等を示す。
- ・ 産業保健スタッフ；「産業保健スタッフ」とは、産業医・衛生管理者・衛生推進者等をいう。
- ・ 安全対策委員会；安全対策委員会の委員は、健康管理担当者、安全管理担当者ならびに施設内外の病原体等に関する学識経験を有する者の内から施設長がこれを任命又は委託する。
- ・ 定期的な健康診断；施設長は、従事者等の健康管理について次に定める健康診断を実施することが望ましい。
 1. 定期の健康診断（不明病原体に感染する前の健康状態の把握）
 2. 感染の疑われた病原体等により発症するおそれのある症候の臨床的診断（不明病原体感染時）
 3. 感染の疑われた病原体等による自覚症状等の検査（不明病原体感染時）
 4. 感染の疑われた病原体等に対する抗体価の測定（不明病原体感染時）
- ・ 標準的予防策（Standard precautions）；

標準的予防策とは、院内感染対策において血液や体液等全ての湿性物質は感染性のある物質として取扱い、これらとの接触の機会を減らす為、グローブ、マスク、ゴーグル、専用衣類等を着用し、注射針のリキャップ等リスクをあげる行為を防止する考え方。
- ・ 動物由来感染症；人と動物の共通感染症のうち、特に動物を感染源とした人の感染症。

< 付 属 書 >

付属書１．施設内サーベイランス

サーベイランスは、特定の疾患や出来事（event）についての発生分布や原因に関するデータを、系統的に収集、解析、解釈し、この情報をもとに立案、実施し、評価するものである。サーベイランスの実施は、リスクを評価し、対策の効果的に立案できる。具体的には、施設毎の状況に合わせ下記を参考にサーベイランスを実施する。

- (1) サーベイランスの対象事項（例；呼吸器症候群の時間的集積等）
- (2) サーベイランス対象集団（例；従事者、展示動物等）
- (3) 情報収集方法と体制（例；毎日、毎週、毎月サーベイランス担当者の割り当て）
- (4) 情報解析（例；症候群数の時系列表示等）
- (5) 情報の還元（例；従事者間、来園者等）
- (6) サーベイランス情報に基づいた危機管理体制の構築（例；感染症対策委員会の体制）

付属書２．予防接種（付属書２）

予防接種の実施については、医師と十分協議のうえ、施設の実情に見合ったものを選択すること。
（施設によっては必要ない）

- (1) 破傷風（予防）
- (2) 狂犬病ワクチン（予防）
- (3) ワイル病秋やみ（予防）
- (4) はぶトキソイド（緊急時）

付属書3. 感染症法に規定されている疾病の内、動物を原因とした人感染の発生が想定される疾病

感染症法における全数把握疾患は、1～3 類感染症、および 4 類感染症・全数把握疾患である。

感染症法においては、人と動物の共通感染症の内、全数把握疾患に含まれるもの（対象動物はエボラ出血熱に感染したサル等）については獣医師にも報告義務がある。

感染症法に規定される疾病

- 1 類感染症： エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、 ペスト、 マールブルグ病、 ラッサ熱
- 2 類感染症： 細菌性赤痢
- 3 類感染症： 腸管出血性大腸菌感染症
- 4 類感染症：

[全数把握の対象]

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. アメーバ赤痢 | 13. ツツガムシ病 |
| 2. ウエストナイル熱 | 14. デング熱 |
| 3. エキノコックス症 | 15. 日本紅斑熱 |
| 4. 黄熱 | 16. 日本脳炎 |
| 5. オウム病 | 17. ハンタウイルス肺症候群 |
| 6. 回帰熱 | 18. B ウイルス病 |
| 7. Q 熱 | 19. ブルセラ症 |
| 8. 狂犬病 | 20. 発疹チフス |
| 9. クリプトスポリジウム症 | 21. マラリア |
| 10. ジアルジア症 | 22. ライム病 |
| 11. 腎症候性出血熱 | 23. 急性脳炎 |
| 12. 炭疽 | |

付属書４．家畜伝染病予防法に規定されている対象疾病と対象動物で、動物を原因とした人感染の危険性のある疾病

監視伝染病（家畜伝染病）

対象疾病	対象動物
流行性脳炎（日本脳炎、西部馬脳炎、ベネズエラ馬脳炎等のアルボウイルス感染症）	牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし
狂犬病	牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし
リフトバレー熱	牛、めん羊、山羊、水牛、しか
炭疽	牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし
ブルセラ病	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし
結核病	牛、山羊、水牛、しか
鼻疽	馬
家禽ペスト	鶏、あひる、うずら、七面鳥
ニューカッスル病	鶏、あひる、うずら、七面鳥
家きんサルモネラ感染症 （サルモネラ・ブローラム、サルモネラ・ガリナルムに限る）	鶏、あひる、うずら、七面鳥

監視伝染病（届出伝染病）

対象疾病	対象動物
類鼻疽	牛、水牛、しか、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし
レプトスピラ症（レプトスピラ・ボモナ、レプトスピラ・カニコラ、レプトスピラ・イクテロヘモリジア、レプトスピラ・グリボティフォーサ、レプトスピラ・ハージョ、レプトスピラ・オートムナーリスおよびレプトスピラ・オーストラリスによるものに限る。）	牛、水牛、しか、豚、いのしし、犬
サルモネラ症（サルモネラ・ダブリン、サルモネラ・エンテリティディス、サルモネラ・ティフィムリウムおよびサルモネラ・コレラエシスによるものに限る。）	牛、水牛、しか、豚、いのしし、鶏、あひる、七面鳥、うずら
牛カンピロバクター症	牛、水牛
トキソプラズマ	めん羊、山羊、豚、いのしし
ニパウイルス感染症	馬、豚、いのしし
馬モルビリウイルス肺炎	馬
野兔病	馬、めん羊、豚、いのしし、兎
マエディ・ピスナ	めん羊
豚丹毒	豚、いのしし
鳥インフルエンザ	鶏、あひる、七面鳥、うずら
牛丘疹性口炎	牛、水牛
仮性皮疽	馬
伝染性膿疱性皮膚炎	しか、めん羊、山羊
ナイロビ羊病	めん羊、山羊

（注）家畜へ感染した場合の重要性を基準としたものであるため、人への感染性、感染した場合の重要性についての基準とはならない。

付属書5. 動物グループ別の感染症重要度分類

動物群	対策を必要とする動物		感 染 症 の 重 要 性			
	霊長類(ヒトを除く)		エボラ出血熱 マールブルグ病	B ウイルス病、 黄熱	細菌性赤痢、赤痢アメーバ、モンキーポックス、結核、デング熱、	糞線虫症 ジアルジア症
	鼠族、節足動物、齧歯類(プレーリードック、マストミス等を含む)	a 侵入動物		ラッサ熱、ペスト、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 黄熱、ウエストナイル	日本脳炎 、リンパ球性脈絡髄膜炎、トリパノソーマ症、デング熱、マラリア等 ^(注) 、リフトバレー熱、 Q熱、サルモネラ症、日本紅斑熱、つつが虫病、ライム病、レプトスピラ症野兔病	発疹熱、発疹チフス、鼠咬症、リーシュマニア症、回帰熱、 広東住血線虫症
		b 研究用・愛玩用		ラッサ熱、ペスト、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱	リンパ球性脈絡髄膜炎、 日本紅斑熱、野兔病	発疹熱、鼠咬傷
a	ネコ アライグマ スカンク等		狂犬病		野兔病、ライム病、レプトスピラ症	仮性結核、トキソプラズマ症
	キツネ		狂犬病		エキノコックス症(多包虫症)	
	コウモリ		狂犬病	リッサウイルス病、ニパウイルス病、ヘンドラウイルス		
	他に属さないヒトが飼育する可能性のある動物		(狂犬病)		サルモネラ症	
	鳥類			ウエストナイル、(クリミア・コンゴ出血熱)	オウム病、 ライム病	クリプトコッカス症
b	イヌ		狂犬病		トリパノソーマ症、レプトスピラ症、ライム病、エキノコックス症(多包虫症)	仮性結核、リーシュマニア症、野兔病
	家畜(ブタ、ウシ、羊・山羊、ウマ)、家禽		狂犬病	炭疽	リフトバレー熱、結核、 腸管出血性大腸菌感染症、リステリア症、サルモネラ症、エキノコックス症(単包虫症)、Q熱、レプトスピラ症、ライム病	鼻疽、ブルセラ症、トキソプラズマ症、 クリプトスポリジウム症、ジアルジア症、肝蛭症、エルシニア症、類丹毒、カンピロバクター症

(注) バンクロフト糸状虫症、マレー糸状虫症、オンコセルカ症、ロア糸状虫症等を含む

太字で示した病原体は、1997年の評価から変更のあった病原体。

付属書 6 . 動物園の消毒について

感染症ガイドライン(動物園水族館協会感染症対策委員会)を改変

(1) 消毒方法

動物園の消毒は、動物舎内消毒、放飼エリアの消毒、係員の消毒の 3 つに大きく分けられる。

(図 1)

動物舎内の消毒

消毒の基本は物理的に汚染を除去すること、すなわち日々の清掃である。糞等の有機物が多く残っていれば、いくら消毒薬を使っても効果はない。

日々のきちんとした清掃を前提にして、1 カ月に 1 回、清掃、水洗、乾燥の日々の清掃後に動物舎内を規定の倍率に希釈した消毒剤で、噴霧器等を用いて、十分に獣舎の床や壁が濡れるよう噴霧する。建物が締め切れる構造なら、消毒後は閉め切って 1 時間以上置き、その後、乾燥させる。

消毒剤には目的により塩素系の消毒剤・逆性石鹼系消毒剤・両性石鹼系消毒剤・ハロゲン塩消毒剤・複合消毒剤がある(別表 1 参照)が、塩素系や逆性石鹼系消毒剤が有効範囲が広く使い易い。

噴霧器は手押し式でも良いが、スチームクリーナー、ガソリンエンジン式動力噴霧器、畜産用電気噴霧機等は、薬液タンクが大きく、動力もあり、大きな動物舎等には使い易い。

放飼場エリアの消毒

通り抜け展示場や動物とのふれあい会場になっている所は、観客と接する機会が多く、また、エリアのいたるところで動物が排泄するために、エリアは汚染されがちである。清掃を励行し、毎月消毒液を噴霧していても、汚染が土壌に染み込んでいるため、定期的に根本的な土壌の消毒と土の入れ替えが必要である。年に 1 回これらの処置を実施するのが望ましい。

その方法はエリアに消石灰またはさらし粉を散布してから深さ 30cm を掘り起こしてこれを搬出したあと、消石灰またはさらし粉を散布し、新鮮な土を入れる。搬出した土は焼却または埋却する(家畜伝染病予防法参考)。

飼育係員の消毒

飼育係員自身の消毒は、動物への感染防止というより飼育係員の労働安全の確保のため、大変重要である。また、エリアからエリアへと感染を広げないためにも重要である。

まず、手指と長靴の消毒として係員は動物エリアから出入りの際、手指・長靴を規定倍希釈した逆性石鹼系消毒液浸潤または浸漬し消毒する(手洗槽と踏み込み槽による消毒)。なお、この液は汚れたらこまめに交換する。また、飼育係員は 70%消毒用エタノールスプレー等を常時携帯し、気になるときはいつでもどこでもスプレーして、消毒するのが望ましい。

図1 消毒方法

1. 獣舎内消毒（1 ヶ月に1 回）
 - 1) 獣舎の清掃、糞出し
 - 2) 水洗（水、ブラシ洗い）
 - 3) 乾燥（自然）
 - 4) 規定濃度の薬剤を電気噴霧機で、噴霧する。または、十分に清拭する。
（床、壁、天井等が十分濡れる位）
 - 5) 閉め切って、1 時間置く。
 - 6) 乾燥
2. 放飼場エリアの消毒（年1 回）---消石灰以外の土壌消毒に効果のある薬剤オルソ剤（商）ゼクトンを用いる場合
 - 1) エリアの清掃、糞出し
 - 2) ゼクトン 100 倍を散布する。
 - 3) 表土を 10 cm 掘り起こし搬出する。
 - 4) 再度、ゼクトン 100 倍を散布する。
 - 5) 新しい土を出したより多めにいれ、整地する。
 - 6) 最後にゼクトン 100 倍を散布し完了。
3. 係員の消毒
 - 1) 手指の消毒――規定濃度の消毒薬に浸漬消毒する。
 - 2) 長靴の消毒――規定濃度の消毒薬の踏み込み槽で浸漬消毒する。
 - 3) その他――70%エタノールスプレーを常時携帯し、気になるさいスプレーする。

(2) 感染症発生時の消毒について

一類ウイルス感染症（ウイルス性出血熱：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱）が発生した時の消毒について

A. 治療、処置、飼育対策

体液、血液、尿、糞便、吐物等の接触等により感染するので、シングルユース（ディスポザブル）の物を使用し、汚染物は二重のプラスチック袋に入れて、外袋を消毒した後に運搬し、高温焼却する。密閉用容器（回収用コンテナ）に密封した器材類は容器の外側を消毒した後に運搬し、適切に滅菌処理する。

針刺し切創事故に注意し、血液飛沫をうけないような防御を行なって処置に臨む。

消毒の際は手袋、ガウン、マスク、ゴーグル、シューカバー等を着用して行なう。

消毒後の物品に対して、可能なら高圧蒸気滅菌を行なう。

B. 汚染物の消毒

患獣の血液、分泌物、排泄物、飼育に使用した器材

患獣の血液、分泌物、排泄物等の消毒には0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムによる清拭や30分浸漬、ジクロイソシアヌール酸ナトリウム顆粒（プリセプト顆粒）を用いても良い。また、金属製品は2～3.5%グルタラルに30分浸漬が適している。なお、アルコール（消毒用エタノール、70%イソプロパノール）の30分浸漬も有効である。

熱水は80～10分間が必要である。

一類細菌感染症（ペスト）、細菌性赤痢、ブルセラ症、野兔病、鼻疽、類鼻疽、レプトスピラ等が発生した時の消毒について

A. 治療、処置、飼育対策

のウイルス性感染症と同じ。

B. 汚染物の消毒

ペスト菌に対してはすべての消毒薬が有効である。第4級アンモニウム塩（オスバン、ハイアミン）、次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノール等を用いる。また、80℃10分間の熱水も有効である。

(3) 家畜伝染病発生時の消毒について

ここで述べる家畜伝染病は「家畜伝染病予防法」に基づくもので25の疾病があるが、罹患動物種が限定されている。動物園動物はこの法には適用しない動物種も多いが、この法に準じた消毒を行なう。

焼却

焼却を行なう場合は、死体および汚物品は家畜伝染病予防施行規則に準じて、死亡獣畜を焼却する施設を有する死亡獣畜取扱場^(注)または、人家、飲料水、河川、道路に近隣しないところで人や家畜が接近しない場所で完全に焼却し灰や骨は埋却する。

（注）死亡獣畜取扱場；死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するために設けられた施設又は区域で、死亡獣畜取扱場として都道府県知事の許可を受けたものをいう。化製場等に関する法律で獣畜とは、ウシ、ウマ、ブタ、メンヨウ、ヤギをさす。

埋却（可能な場合）

埋却を行なう場合は死体の上に厚く生石灰をまいてから地表まで1m以上の深さとする。

蒸気滅菌

被服、器具、布等は100℃以上で1時間以上の高圧蒸気滅菌を行なう。

煮沸消毒

被服、器具、布等は全部水中に浸し、1時間以上煮沸消毒する。

薬物消毒（消石灰、さらし粉、石炭酸水、ホルマリン）

畜舎床、糞尿、污水溝、土地等は消石灰の粉末、さらし粉、さらし粉水、石炭酸水、ホルマリン水、クレゾール水、塩酸食塩水、2%苛性ソーダを散布する消毒を行なう。

ホルムアルデヒドガスを発生させてガス消毒も行なう。

消毒用アルコールは綿花に浸漬したもので、清拭する。

(4) ふれあいイベント等における来園者への対応

(1)～(3)までの通常の管理に加えて、来園者が安心して、動物とふれあえるよう、厳しく衛生管理を行なう必要がある。手洗場やトイレには石鹸を常備しておく。

参加者へ、注意をよびかける。

- ・手洗いの励行、糞を素手でさわらない。汚れたと思われた時は、早めに流水と石鹸で手を洗う。

- ・体調の悪い人は早めに申し出る。参加に気が進まない人には無理強いはいしない。

飲食物の安全性の確保

- ・「動物と接触する区域」での飲食を禁止し、来園者が所持する飲食物と動物とが接触しないように注意喚起する。

- ・飲食前の手洗いを励行させる。

(5) 動物輸送箱の衛生管理

検疫前の動物を収容した動物輸送箱は、汚染されているという前提で清掃消毒する。特に輸送時間が長い時は、糞尿の汚れも著しいため、二次感染を防ぐためにも取り扱いには気をつけなければならない。

輸送箱等を再利用する場合は、

1. ゴム手袋着用の上、清掃する。汚物は焼却する。
2. 水洗する。汚水は周囲を汚さない様衛生的に処置する。
3. 消毒薬にて浸漬消毒する。
4. 浸漬できない素材や大型輸送箱の場合は水洗後、密閉できる容器、部屋、天幕あるいは防災シート等を用いてホルマリン燻蒸消毒等を行なう。
5. 消毒後、乾燥して臭気が抜けたらビニール等で包んで衛生的に保管する。

ホルマリン燻蒸消毒

1m³につき、局方ホルマリン 15g：固形サラシ粉 7.5g：水 15g の割合で容器に混ぜ、ホルマリンガスを発生させ、7時間以上燻蒸する。

ホルマリンガスの中和に強アンモニア水を局方ホルマリンの半量を注入し、30分後排気する。

なお、使用後のホルマリンやアンモニア水の廃棄は医療廃棄物処理に従って処理すること。

(6) 消毒薬の使用上の注意

有機物の影響を受けやすいものがあるので、糞尿、血液等はあらかじめ、洗い流す。

(クレゾール石鹸やグルタラルは有機物の影響を受けにくい。)

塩素系(次亜塩素酸ナトリウム)は金属、毛、ナイロン、一部のプラスチックやゴムを劣化させるので使用する時、気をつける。

またアルコール系も一部のプラスチックやゴムを劣化させることがある。

グルタラール系は最も強力な消毒剤であるが、蛋白凝固作用による消毒なので、毒性も強い。

蒸気は眼や呼吸器を刺激し、皮膚を変性させるので、取扱時には換気の良い場所でプラスチックエプロンとゴム手袋を着用し、蒸気にふれる可能性がある場合は防毒マスクと保護メガネを着用する等十分に注意する。

消毒した器材は十分に水洗して用いる。

塩素系（次亜塩素酸ナトリウム）は高濃度で刺激性が強い。酸性の洗剤や洗浄剤と併用すると、大量の塩素ガスを発生し、非常に危険なので注意する。ゴム手袋と塩素ガス用のマスクを着用し、過って誤飲した場合は牛乳や生卵で不活化する。

消毒用アルコールは粘膜や損傷皮膚に刺激性があるので注意する。

アルコールは引火性があるので、火に注意する。

クレゾールは腐食性の強い消毒剤なので、人体には使用しない。また、ゴム、プラスチック、布に吸着され、その後なかなか除去できないので、注意する。

ホルマリンガスによる消毒は刺激性が非常に強いので、ガスに触れないように注意する。また、ガスの中和にはアンモニアを用いる。

(7) その他

○病原体で汚染された機器、器具等について

基本的には使い捨てとする。使用後は消毒、滅菌等の処置を施し安全に処分する。

○病理解剖時の処置について

解剖室等で行ない、汚染は最低限に抑えるようにする。

手袋は使い捨てとし、使用した器材・解剖室も速やかに消毒する。

死体は速やかに焼却処分を行なう。

○検疫で異常が認められた動物に使用した輸送箱について

使用後は消毒、滅菌後安全に処分する。

付属書 7 . 消毒薬一覧 感染症ガイドライン(動物園水族館協会感染症対策委員会)を改定

(1) 家畜伝染病予防法施行細則による

消石灰	生石灰に少量の水を加え消石灰にしても可
さらし粉 5%さらし粉水	
2%苛性ソーダ水 NaOH	海外悪性伝染病に使用 *ホルマリン、その他薬剤と混ぜない
2%苛性カリ水 KOH	海外悪性伝染病に使用 *ホルマリン、その他薬剤と混ぜない
4%炭酸ソーダ水	海外悪性伝染病に使用 *ホルマリン、その他薬剤と混ぜない
2.5～3%ホルマリン水	海外悪性伝染病に使用 *その他薬剤と混ぜない
3%石炭酸水	加熱溶解した防疫用石炭酸に少量の温湯を加えてかき混ぜ定濃度の溶液にする。
クレゾール水	3%クレゾール石鹼水
塩酸食塩水	塩酸 2 : 食塩 10 : 水 88 20～22 で 2 日間浸す。
70%エチルアルコール	

* 著しく汚物が付着した獣舎や柵等は5%苛性カリや5%苛性ソーダか熱湯で洗浄する。

* 畜体はホルマリン水、クレゾール水で浸した布でふくか薬浴する。

* その他、火炎消毒、1時間の煮沸消毒、20%ホルマリン消毒、10%苛性ソーダ消毒等もある。

(2) 動物用医薬品として市販されている消毒薬（水産・養蚕等を除く）

アルコールおよびアルデヒド製剤

製 剤 名	効 能・効 果	製造・販売
グルタクリン	畜舎設備、種卵、手術粘膜用器具機材の消毒	ヤシマ
グルターZ	畜・鶏舎等の消毒、手術器具の消毒	ヤシマ

逆性石せん製剤

カチオデット DDC-AP	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	三洋化成
クリアキル・ドライ	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	田村
クリンエール・200	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	デンカ
アストップ、アストップ 200	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	科学飼料研
クリアキラー100・200	一般的消毒、獣医医療領域の消毒	田村
クリンエール	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	デンカ
クリーンジャーム	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	大坂製薬
サニスカット	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	科学飼料研
デスマック	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	ヤシマ
パコマ、パコマL パコマ 200・300	飲水、畜体、畜舎、手術野、器具の消毒等 手指、畜舎等、獣医医療の手術野、器具の消毒等	科学飼料研
パンパックス	手指、畜舎等、獣医医療の手術野、器具の消毒等	フジタ
ブクロール	乳頭の消毒	ヤシマ
ベストシール	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	東洋製薬
メイクリア 100、200、300	畜・鶏舎搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	科学飼料研
モルホナイド 10	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	サンケミファ
ロンテクト	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	科学飼料研

両性石けん製剤

エイトール	畜舎等、搾乳、孵卵器具、乳房、卵殻、豚体の消毒等	ヤシマ
動物用ネオラック	畜・鶏舎の消毒、搾乳器具等の消毒 踏込消毒槽等	有恒薬品
パステン、パステン CMX パステンコンツ	畜・鶏舎の消毒、搾乳器具等の消毒 踏込消毒槽等	養日化学

クレゾール類製剤

コックトーン	畜・鶏舎の消毒、踏込槽の消毒、コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫駆除	三共
トライキル	畜・鶏舎の消毒、踏込槽の消毒、コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫駆除	田村
ネオクレハゾール	畜・鶏舎の消毒、踏込槽の消毒、コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫駆除	明治
ヤシマゾール	畜・鶏舎の消毒、踏込槽の消毒、コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫駆除	ヤシマ

ハロゲン塩製剤

スミクロール	畜・鶏舎等の設備、畜・鶏体、家畜の飲水の消毒	有恒薬品
アンテックビルコン S	畜・鶏舎の消毒、搾乳器具・孵卵器の消毒	バイエル
クレンテ	畜・鶏舎等の設備、畜・鶏体、家畜の飲水の消毒	日産化学
動物用ハイライト	畜・鶏舎等の設備、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体の消毒	全薬
ユーコーラック A	みつばちのチョークブルード予防	有恒薬品
ラクトシール	孵卵器具、畜・鶏体の消毒、下水溝、尿溜の消毒	全薬
イソジン液 10%	乳頭消毒、外傷、手術部位の消毒、子宮消毒	明治
クリーンリー	畜・鶏舎等の設備、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体の消毒	明治
クリンナップ A	畜・鶏舎等の設備、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体の消毒	甲陽化学
動物用イソジン液	乳頭消毒、外傷、手術部位の消毒、子宮消毒	明治
ファインホール	畜・鶏舎等の設備、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体の消毒	東京ファインケミ
ポリアップ 3、16	畜・鶏舎等の設備、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体の消毒	協和発酵
ヨーデット	乳頭消毒	三洋化成、藤沢
リンドレス	畜・鶏舎等の設備、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体の消毒	ファイザー

複合製剤

ゼクトン	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	ヤシマ、 エーザイ
アリバンド	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器、種卵の消毒	甲陽化学
オーチストン	踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	科学飼料研
c.p.p	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	養日化学
トライキル	畜・鶏舎の消毒、コクシジウム・オーシストの殺滅、ウジ、ボウフラの駆除・発生防止	明治
ベルバン	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器、種卵の消毒	ニッチク
北研ゼット 北研ゼットコンク	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器、種卵の消毒 畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器、種卵の消毒、踏込消毒槽	東邦化学
ワンショット	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器、種卵の消毒、踏込消毒槽	ニッチク

ジクロルベンゼン系製剤

コックトーン	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	三共
動物用タナベゾール	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	大阪化成
動物用ネオミケゾール	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	三井化学
動物用バイゾール	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	神東塗料
トライキル	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、	明治
ネオクレハゾール	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	明治

農林水産省動物医薬品検査所 動物用医薬品データベース（平成 13 年 3 月 1 日現在）より抜粋

<http://www.nval.go.jp/kensaku.html>

(3) その他の消毒作用をもつもの

強酸性水

水を電気分解して生成した水。

pH2.7 以下、酸化還元電位（ORP）1100mV、残留塩素濃度 20ppm 以上の水で微生物の育成環境を超えているため強い殺菌力を持ちます。空気に触れると急速に分解するので、悪臭や環境汚染はありません。

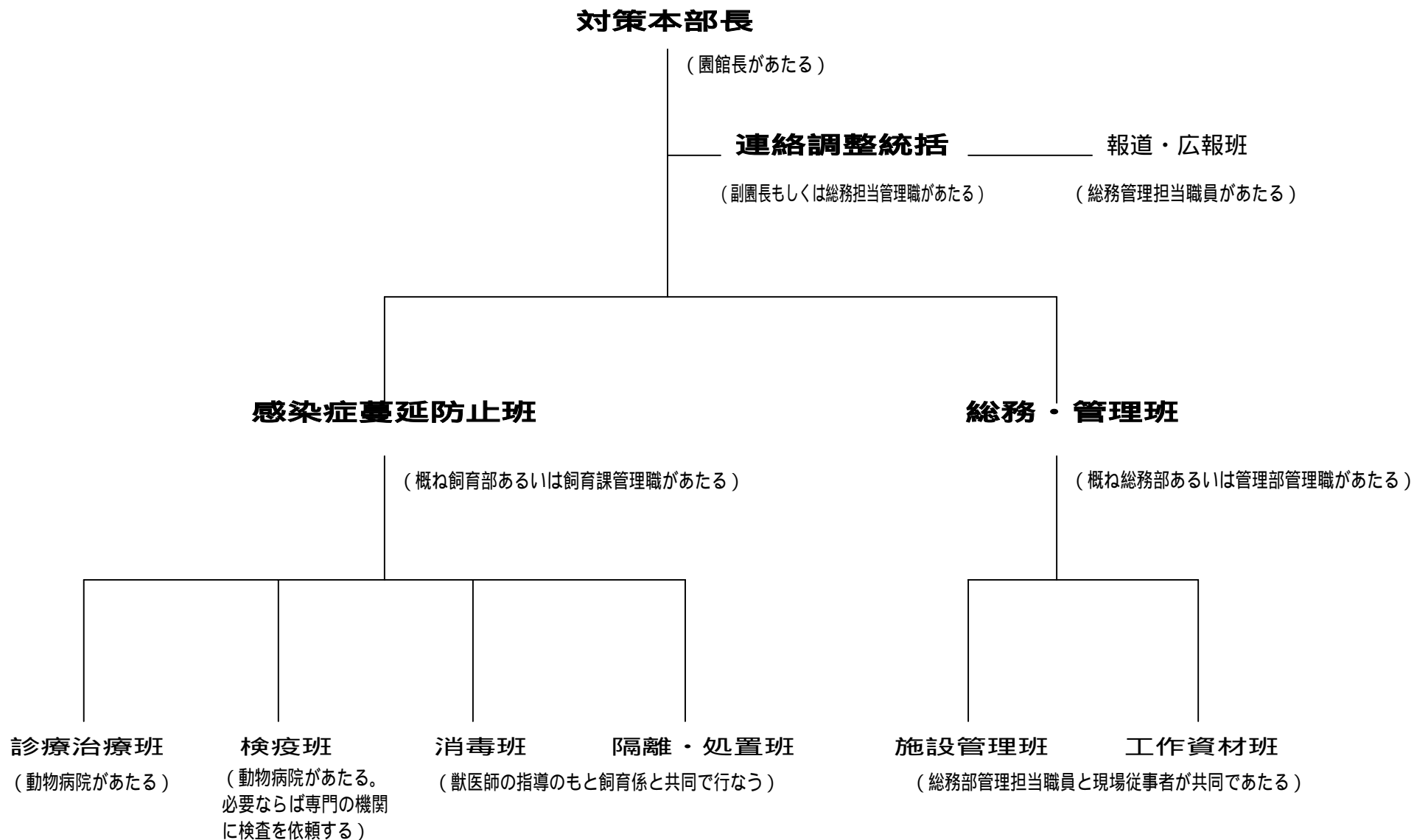
しかし、開封すると急速に効果がなくなるので、あまり保存できません。

オゾン

オゾン発生装置で、酸素分子が 3 個のオゾンを生成します。オゾンは強い酸化作用があるので、殺菌・滅菌し、分解するので、悪臭や環境汚染はありません。

しかし、高濃度のオゾンガスは肺水腫等の呼吸器障害をおこすので、取扱いには注意が必要です。

付属書 8 . 人と動物の共通感染症・家畜伝染病発生施設における対策本部組織図



「小鳥のオウム病の検査方法等ガイドライン」

本ガイドラインは、国内の動物展示施設におけるオウム病集団感染事例の発生(注1)を受けて、迅速にトリのオウム病クラミジア(*C.psittaci*)の試験室内検査を実施するために必要な検体採取方法および検査方法と、検査の結果陽性となったトリの治療方法について、実地試験を含む検討を行って取りまとめたものである(注2)。

(注1) 病原微生物検出情報 IASR.Vol.23,No.10,2002 参照

<http://idsc.nih.go.jp/iasr/23/272/tpc272-j.html>

発行：国立感染症研究所・厚生労働省健康局結核感染症課

(注2) 本ガイドラインをもって、平成14年1月22日付け厚生労働省結核感染症課事務連絡「小鳥のオウム病の検査方法等ガイドライン(暫定版)」を改訂するものである。

1. トリの試験室検査と治療のフローチャート

検査と治療の手順は以下のとおりである。

(検査と治療のフローチャート)	(ガイドラインの記載箇所)
トリの総排泄腔スワブ・糞便の採取等	2-1)-(1)
↓	
検体調整	2-1)-(2)
↓	
PCR 法による検査	2-1)-(3)
↓	
検査結果の判定	2-2)
↓	
陽性となったトリの治療	3-2)

2. 試験室内検査の詳細

1) 検査方法

(1) トリの総排泄腔スワブ・糞便の採取等

採取にはいずれもマスク、手袋を着用する等して感染に注意する。

総排泄腔スワブ

トリを保持固定し、滅菌綿棒を総排泄腔に挿入し、回転させて採取し、スクリーキャップ付きの容器に移して4℃で保存し輸送する。長期保存する場合は-80℃に凍結保存する。

糞便

できるだけ新鮮な便をディスポーザブルのヘラ等で採取し、スクリューキャップ付きのプラスチック容器に移して4℃で保存し輸送する。長期保存する場合は凍結保存する。

(2)検体の調整

操作については実験室内感染に注意する。

総排泄腔スワブ

スワブが入っているチューブに滅菌したPBS 約2mlを入れ、十分なVortexをかけ、低速遠心し(1000~1500rpm、5分程度)上清を回収する。この回収した上清をDNA抽出材料とする。

トリ糞便

糞便検体は溶けやすい場合、滅菌PBSを加えてVortexをかけ、低速遠心し(1000~1500rpm 5分程度)上清を回収する。この回収した上清をさらに15000 rpm 30分程度遠心し、沈渣をDNA抽出材料とする。乾燥糞便でVortexのみで溶けにくい場合は、10~20%乳剤を作成した後、低速遠心後、同様に処理し、DNA抽出材料とする。乳剤作成にはホモジナイザー(滅菌済み)を用いると良い。

(3)PCRによる検査

DNA抽出については、抽出キットが市販されているので利用すると良い。PCRおよび制限酵素切断による確認は、種々の方法が報告されているので、その方法に準じて行なう。(具体的な方法は後述の参考例を参照)

2) 検査結果の判定

(PCR陽性の場合)

一見健康なトリでも*C.psittaci*の保菌率は2~3割と高率であるとされる。トリが病気になったり、体調を崩した際に大量に糞便中にクラミジアを排菌することは知られているが、健康時でも不規則に排菌するとされる。したがって陽性であった場合には治療の対象と判断する。

3. 治療について

1) 治療のタイミング

検査の結果が得られるまでには相当の期間を要することや、群れでの飼育では治療対象を区別することは困難である。これら種々の状況を考慮し、検体を採取した後、一斉に治療するという方法の選択が可能である。

2) 治療の実際

鳥種によって主食となる餌が異なるので、それぞれの鳥に合った投与法を考慮する必要がある。リキッドタイプ、ペレット等を主食とするトリでは餌に薬剤混入を行なう。シード餌(種実類)を主食とするトリでは、シードと薬剤を混和(まぶす)するが、薬剤がつきにくいいため、飲水添加が良い場合もある。

3) 薬剤の投与法

以下に示す投与法の容量、期間は病鳥に対する投与法である。予防投与の場合は期間を半分程度に短縮すること。

(1) クロルテトラサイクリン (CTC) 投与期間は 30 ~ 45 日間

餌に混ぜる場合

- ・ 小型-大型のオウム目のトリ

1000 ~ 2000ppm (1 ~ 2%) の濃度でペレットおよびソフトフードに混入し与える。シード餌には、0.5 ~ 1.0%を混ぜる。

- ・ ヒンコ科のトリ (ゴシキセイガイ等の nectar feeders)

ネクターフード (液状のエサ) 1000ml に対し CTC500mg の割合で混ぜて与える。

- ・ 猛禽類

1 日に体重あたり 250 mg/kg の薬用量となるように、適宜ネズミ等に CTC を入れて与える。

飲水に混ぜる場合

- ・ ほぼすべてのトリ

CTC 濃度 500mg/1000ml の薬液となるように調整して飲水として与える。薬液以外に水分は与えない。特に果物、野菜等水分の多い食物を多給すると、薬液を飲まない個体が多い。薬液は 8 ~ 12 時間毎に調整しなおし、交換する。

(2) ドキシサイクリン (DOXY) 投与期間は 45 ~ 60 日間

餌に混ぜる場合

- ・ 大型のオウム目

餌 (ソフトフード) に対して DOXY 1g/kg (0.1%) 又はシード餌に対して 0.3g ~ 10g/kg (0.03% ~ 1%) となるように調整したものを与える。

- ・ 小型インコ、カナリア

餌 (ソフトフード) に対して DOXY 1 g/kg (0.1%) となるように調整したものを与える。

- ・ 猛禽類

1 日に 2 回、体重あたり 25mg/kg の DOXY をネズミ等に入れて与える。

飲水に混ぜる場合

- ・ ほぼ全ての鳥

DOXY 濃度 100mg/100 ~ 120ml (0.083 ~ 0.1%) の薬液となるように調整して飲水として与える。

直接経口投与

- ・ 良くなれた鳥や雛鳥および強制給餌している病鳥 (20 ~ 50mg/kg/24hr)

(3) 食欲のないトリや薬剤入りの餌を拒否するトリに対して、筋肉内注射を行なう。DOXY では 5 ~ 6 日毎に 60 ~ 100 mg/kg の濃度を行い、食欲が出た後、食餌療法に変える。小型鳥 (一

般には 100g 以下の鳥) では注射によりショック死をする可能性がある。

4) 治療効果の確認

治療によるトリの完全な除菌は困難なこともあるが、糞便への菌排出の陰性化を治療効果の指標とする。個体識別可能なトリでは、治療による健康状態回復の観察のみでなく、総排泄腔スワブの *C.psittaci* 検出が陰性化することを確認することが望ましい。群れでも治療前と同様の検討をして比較することが望ましいが、治療効果確認は困難なこともある。

参考 1：本ガイドラインの検査方法の選定に際して行った考察

(別添を参照)

参考 2：検査試薬等に関する情報

遺伝子検出法 (PCR 法)

DNA 抽出試薬 PUREGENE (GENTRA 社)

セパジーン (三光純薬)

参考 3：本ガイドラインに関する問い合わせ先

国立感染症研究所 ウイルス第一部リケッチア・クラミジア室

岸本寿男、小川基彦

TEL 03-5285-1111 (内線 2534) FAX 03-5285-1208

4. 別添

参考1：本ガイドラインの検査方法の選定に際して行った考察

1. 対象検体の選定について

- 1) 通常、トリにおける *C.psittaci* 感染の有無の確認は、トリを解剖しその臓器から、分離培養、抗原検出法、遺伝子検出法等の種々の検出法によって行なわれる。生きた状態での検査は排泄物（以下糞便）や分泌物、また総排泄腔のスワブから *C.psittaci* を検出する方法がある。
- 2) 本ガイドラインではトリが生存した状態で、また複数のトリの検査を迅速に行なうことを想定し、検体として得ることが比較的容易なものを提示した。

2. 総排泄腔スワブおよび糞便を用いた検査法

1) 分離培養

感染性の有無を確定できる方法であるが、実施に特別な施設や経験を要すること、またバイオハザードの観点からも習熟した施設以外で行なうことは困難である。

2) 抗原検出法

(1) 直接蛍光抗体法（DFA）による染色

クラミジア属特異性のモノクローナル抗体(クラミジア FA: デンカ生研)が市販されている。感染が明らかな場合に感染部位を擦過したスワブ等で抗原陽性を確認する場合や、分離の有無を確認するために封入体を染色する場合には、DFA 染色は非常に有用である。しかし、通常のスクリーニング検査として用いる場合、判定に経験を要し、特に夾雑物の多い検体ではアーチファクトが多く判定困難なこと等から、複数検体の迅速な検査にはあまり適さない。

(2) 市販のクラミジア抗原検出キットの応用

ELISA および免疫クロマト法等の市販キットを応用した成績の報告があるが、今回、市販抗原検出キットを用い、総排泄腔スワブ、糞便からの検出を検討した成績では、感度、特異性共に問題があり、現状の使用法では不適当と考えられる。(IASR.Vol.23, No.10, 2002)

3) 遺伝子検出法（PCR 法）

感度や特異性に優れている。DNA 抽出については、抽出キットが市販されているので利用すると良い。PCR は種々のプライマーが報告されているので、その方法に準じて行なう。属特異的なプライマーを用いて PCR を行なった後、制限酵素切断によるパターンで確認を行なう方法 (Yoshida H, et al. Microbiol Immunol. 42, 411-414, 1998) や、nested PCR を用いるもの (Messmer TD, et al. J. Clin Microbiol. 35, 2043-2046, 1997) 等がある。なお糞便では、インヒビターによる偽陰性の可能性も高くなることに注意する。参考として感染研で用いている方法を以下に紹介する。

(1) DNA 抽出

PUERGENE™ DNA 抽出キットを使う場合

500 µl 検体を 1500 µl マイクロチューブに入れ 15,000rpm、30 分遠心する。上清を抜き、300 µl Cell Lysis Solution および 3~4 µl Proteinase K Solution を入れ、十分に Vortex して沈殿を浮遊させる。56 °C で一晩インキュベートした後、室温まで冷やす。100 µl Protein Precipitation Solution を加え、20 秒激しく Vortex し、氷中に少なくとも 15 分置く。15,000rpm で 10~15 分遠心し、上清を新しい 1500 µl マイクロチューブに移す。300 µl 100% Isopropanol (2-propanol) を加え、50 回程度転倒混和した後、室温で 15 分以上インキュベートする。15,000rpm で、5 分間遠心して上清を抜き、300 µl 70% Ethanol を入れる。再び 15,000rpm、5 分間遠心し、丁寧に上清を完全に抜きとり (DNA を失わないように) 乾燥させる (約 10~15 分)。20~50 µl DNA Hydration Solution を入れ、Vortex し、65 °C で 1 時間インキュベートし、PCR 用 DNA とする。

(2) PCR

プライマーは、1st PCR に Yoshida らの CM1/CM2 を用いている。

プライマ - 1 : CM1 CAGGACATCTTGTCTGGCTT
CM2 CAAGGATCGCAAGGATCTCC

PCR 反応液 (50 µl / sample):

10×PCR Gold Buffer	5 µl
dNTP Mix (2mM each dNTP)	5 µl
25mM MgCl ₂ Solution	3 µl
プライマ - CM1 (40pmol/µl)	0.5 µl
プライマ - CM2 (40pmol/µl)	0.5 µl
AmpliTaq Gold (5U/µl)	0.25 µl
DW	30.75 µl
Sample	5 µl

(3) 結果判定

5%Gel を作成し、PCR の産物を 10 µl/well 点注して 100mV、25 分間電気泳動する。Gel を Ethidium bromide (1.5mg/L) に入れ、1 時間染色し判定する。261bp のバンドを呈したものをクラミジア遺伝子陽性と判定する。

陽性の場合、さらにその PCR 産物を制限酵素で切断し、表 1 に示すように切断パターンで種の特特定を行なう。

表 1 CM1/2 にて増幅されたクラミジア 3 種の制限酵素切断サイズ

<i>Chlamydia</i> spp.	bp	<i>A</i> / <i>u</i> (bp)	<i>Pvu</i> (bp)
<i>C. trachomatis</i> L2	245	90, 89, 66	245
<i>C. psittaci</i> 6BC	259	190, 69	189, 70
<i>C. pneumoniae</i> TW-183	258	199, 59	258

「アライグマに寄生するアライグマ回虫の検査等のガイドライン」

北米原産のアライグマに寄生するアライグマ回虫は基本的にアライグマ以外の動物で成虫になることはないが、ヒトやその他の動物がその虫卵を誤って経口摂取すると幼虫移行症を引き起こし致死的な中枢神経障害の原因となる（参考 1）。アライグマの棲息数の多い米国では、乳幼児等が自宅庭の芝生の上等を這う等して感染した事例が報告されており、衛生当局も注意喚起を行なっている（参考 2）。

わが国にも北米からアライグマが移入されているが、一部の動物園に展示されていたアライグマからアライグマ回虫が見つかり、そのアライグマに近接した場所で飼育されていた他の動物がアライグマ回虫に感染し、神経症状を呈して死亡した事例も報告されている（参考 3）。

このような経緯から、我が国の動物園等で飼育されているアライグマについて十分な衛生管理を図るべくアライグマ回虫の検査方法等と、陽性となった場合の対応（特に飼育展示区域の虫卵汚染対策）について本ガイドラインで示すものである。

なお動物園等で飼育されるアライグマ以外にも、我が国にはペットから野生化したアライグマが生息しているが、これまでの調査ではアライグマ回虫は見つかっていない。本ガイドラインは、このような野生化したものや、ペットのアライグマ（最近、ペットとして販売されるアライグマは激減しているといわれており、新たな個体の輸入もほとんど見られない状況である）についても適用可能であり、幅広い活用を期待する（参考 4）。

アライグマ回虫についての参考情報

参考 1 「アライグマ回虫による幼虫移行症」

感染症発生動向調査（週報：IDWR）第 4 巻第 42 号, 16-18, 2002

<http://idsc.nih.gov.jp/kanja/idwr/idwr-j.html>

参考 2 アライグマ回虫による脳炎 - 2000 年、米国・シカゴ、ロサンゼルス

CDC, MMWR, 50, No51&52, 1153-5, 2002

<http://www.cdc.gov/mmwr/PDF/wk/mm5051.pdf> （邦訳文：別添）

参考 3 「動物園、観光施設でのアライグマ回虫卵汚染問題」

病原微生物検出情報 Vol. 23, No. 8, 10-11, 2002

<http://idsc.nih.gov.jp/iasr/23/270/kj2705.html>

参考 4 「我が国への動物の輸入状況」厚生労働省健康局結核感染症課

http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/page_b/b03-8.html

1. アライグマ回虫卵の検査方法

アライグマの糞便検査の方法は、ホルマリンエーテル法等の集卵法を用いる。土壌からの虫卵検査はショ糖液を用いた浮遊法で検出する。アライグマ回虫 (*Baylisascaris procyonis*) の虫卵は、大きさは $63 \sim 88 \times 50 \sim 70 \mu\text{m}$ (平均 $68 \sim 76 \times 55 \sim 61 \mu\text{m}$) の円形又は類楕円形で、卵殻が厚く蛋白膜を有し、排出時の卵内容は単細胞である。これは回虫卵に共通の形態的特徴であるが、他の種類の回虫卵との鑑別が必要となる。

なお、検査の実施に際し、国立感染症研究所に検査を依頼する場合にあっては、事前に自治体担当者あるいは地方衛生研究所から連絡のうえ、次の送付方法に従って送付を願いたい。

1) 問い合わせと検査の依頼先

国立感染症研究所・寄生動物部第二室長 川中正憲

TEL: 03-5285-1111 (内線 2734) (FAX: 03-5285-1173)

E-mail: mkawan@nih.go.jp

2) 検体の送付採取および方法

(1) 糞便の場合

- ・可能な限り個体ごとに採取する
- ・個体識別が不可能な場合はなるべく多くの糞塊から採取する
- ・各々につき約 5g 程度採取する
- ・採取した糞塊ごとに密閉容器に入れ密栓する
- ・容器には、採取日、採取場所（野外的場合）、性別、成獣/幼獣の別等を記入する
- ・輸送中液洩れして汚染することがないように容器をビニール袋に入れ密封したうえで発送する

(2) 土壌の場合

- ・通常アライグマが糞をする場所等複数箇所から各々表土を 50g 程度採取する
- ・採取場所ごとに密閉容器に入れる
- ・容器には、採取日、採取場所等を記入する
- ・容器をビニール袋に入れ密封したうえで発送する
- ・採取場所の見取り図を添付する

(3) 採取上の注意

- ・採取に用いた器具は必ず焼却あるいは熱湯処理をする

2. アライグマ回虫による環境の虫卵汚染

アライグマ回虫陽性のアライグマによって、どのように環境の虫卵汚染が進むのか次の事項を認識しておくことが重要である。

1) アライグマ回虫の産卵数

1日に雌1匹が産卵する虫卵数 : 115,000 ~ 179,000

2) アライグマが糞を通じて外界に排出する虫卵数

雌の寄生数が10匹の場合 : 1,150,000 ~ 1,790,000

50匹の場合 : 5,750,000 ~ 8,950,000

(注: 自然界でのアライグマ回虫の寄生率と寄生数)

幼獣(7~9カ月): 寄生率90%以上 寄生虫数1~480匹(平均48~62匹)

成獣(19~21カ月): 寄生率37~55% 寄生虫数1~257匹(平均12~22匹)

(1982年11月~12月、米国インディアナ州での調査)

3) 虫卵の感染能力持続期間

排出された虫卵は最適条件(22~25℃、湿度100%)では11~14日後、感染可能な「幼虫包蔵卵」となり、これらの虫卵は数カ月から数年にわたって感染能力を保持し感染の機会を待つと考えられている。幼虫包蔵卵は実験的には4℃の条件で9~12年にわたって感染性を保持していたという報告がある。

4) 土壌

アライグマは棲息域または飼育展示域内で特定の場所を「トイレ」として使う為に、糞便を介した土壌の虫卵汚染は高濃度に汚染された場所が特定されることが多い。このような土壌については特に注意が必要となる。

5) 風塵

糞便と共に土壌に散布された虫卵が風により土塵として舞い、それと共に虫卵が飛散する可能性がある。したがって、風塵対策も必要である。

6) 池水と底土

糞便と共に池に落ちた虫卵が底土を汚染する。したがって、アライグマ回虫の駆虫は虫卵による汚染を飼育展示場から完全に除去するという計画の一部として実施されなければならない。

3. アライグマ回虫卵の処理法

アライグマ回虫卵の処理法としては、米国で実施されている方法を参考として次に列挙する。

1) 薬剤処理

虫卵は薬品等に対して強い耐性を持つため、除去が難しく漂白剤等の通常の殺菌剤に対しても強い抵抗性を示す。ただ、汚染範囲が狭く適用面が溶媒耐性であれば、キシレン:エタノールの1:1混液で処理することができる。漂白剤(1%次亜塩素酸ナトリウム)は、卵殻表面の蛋白膜を溶解除去するため水で洗い流し易くなり有用であるが虫卵を死滅させることはできない。

2) 熱処理

加熱は虫卵を死滅させるための最も効果的な方法である。熱湯、プロパン火炎筒、スチームクリーナー、オートクレーブ、焼却等の手段によって、汚染された面積の大小を問わず土壌、コンクリート、金属ケージ、柵、繫留用檻、道具・機材に適用することができる。特に、プロパン火炎筒の炎を利用することが殺卵に最も効果がある。

(1) 土壌の処理

土壌表面は、火炎で十分に焼いた後に表土をシャベルやくま手で何度か土を掘り返し、その都度火炎で焼くことを繰り返す。高度に汚染された土壌については、火炎処理後、表面土壌を数 10 センチ程剥ぎ取り新たに土を入れるか、あるいは盛り土をして汚染部分を完全に被うことが必要である。

(2) 汚染物質の処理

展示場や屋内にあるアライグマの乾燥便やその他の汚染物質（干し草、藁、落ち葉）は、注意深く集めて焼却処分をする。除去しきれなかった残渣はバーナーで焼くか、蒸気クリーナー処理、あるいはフィルター付きの掃除機で吸い取る必要がある。

3) 汚染区域内での作業者に対する注意

汚染区域で作業する人は感染防止のために、ディスポーサブルのカバーオール、ゴム手袋、ゴム長靴、フィルター付きマスクを身につけるべきである。作業終了後、ディスポーサブル品は、焼却あるいはオートクレーブ処理した後に廃棄し、ゴム長靴等は熱湯処理をする。

4) モニタリング

汚染除去作業の期間中は、定期的に土壌等からの虫卵検出試験を行ない、汚染のモニタリングを行なって除去作業が確実に行われたことを確認する必要がある。

4. アライグマ回虫の駆虫法

陽性アライグマが見つかった場合、虫卵による環境汚染を広げない為にコロニーの全頭に対して駆虫薬を投与することが先ず必要になる。しかしながら、飼育展示環境から虫卵を完全に除去しない限り再感染が起きることは避けることが出来ない。したがって、アライグマ回虫卵による汚染を飼育展示場から完全に除去するという観点からアライグマ回虫の駆虫は実施されなければならない。

1) 駆虫薬

イヌ、ネコ等の回虫用に市販されている駆虫薬がアライグマ回虫の駆虫にも効果がある。Bauer & Gey は、実際に次の駆虫薬をキャットフードに混ぜてアライグマに与え 100%の駆虫効果を確認している：パモ酸ピランテル（20mg/kg）、アイバメクチン（1mg/kg）、モクシデクチン（1mg/kg）、アルベンダゾール（50mg/kg, 3 日連用）、

フェンベンダゾール (50mg/kg, 3 日連用)、フルベンダゾール (22mg/kg, 3 日連用)
(Vet Parasitol 60, 155-159, 1995)

2) 虫卵汚染を防止する駆虫薬の予防的投与

アライグマ回虫が成虫となって産卵を開始するまでの期間については、幼虫包蔵卵の経口摂取では感染後 50～76 日、中間宿主を介しての幼虫を摂取した場合には感染後 32 日と云われている。したがって、新たに感染したアライグマによる環境の虫卵汚染を防ぐ為には、1 月に 1 度の定期的な駆虫薬投与が必要である。

5. アライグマ回虫対策のポイント (検査実施から対応まで)

1) 対応の基本

管内のアライグマを飼育する動物園等に対し、アライグマ回虫についての情報提供を行ない、園側の依頼に応じて糞便検査の実施を進める。また、アライグマの近くで飼育する動物の神経症状等の異常の有無についても確認する。さらに、アライグマの新規導入時の検疫 (糞便検査) の実施を指導する。

2) 検査結果陽性の場合の対応

- (1) 虫卵による汚染を飼育展示域から完全に除去する計画の立案について指導を行なう。
- (2) 飼育者と来園者の健康を一義的に考慮し、飼育の規模と環境を良く勘案したうえで、アライグマの駆虫計画の実施あるいは淘汰を指導する。
- (3) 飼育展示環境の汚染除去のモニタリングの継続を指導する。
- (4) 陽性個体の導入先等の情報収集を行ない、適宜、必要な情報提供を行なう。

6. その他

1) 我が国におけるアライグマの生息場所は、動物の展示施設の園等他、野生、ペットショップ、および家庭があり、それぞれの生息地に応じた個別の対応が必要である。本ガイドラインは、そのようなアライグマの対応にも適用できるものであり、そのポイントは上述した動物園等での対応に準じる。

2) アライグマ回虫 (*Baylisascaris procyonis*) はベイリスアスカリス属の回虫であるが、これに非常に近縁な回虫がスカンクに寄生していることが報告されておりそれによる幼虫移行症の発生も懸念される。したがって、動物園等の展示施設に飼育されているスカンクに寄生する回虫 (*Baylisascaris spp.*) についても、順次、アライグマ回虫対策と同じように「検査実施から対応まで」実施される必要がある

7. 参考「アライグマ回虫による脳炎---2000 年、イリノイ州シカゴおよびカリフォルニア州ロサンゼルス」

(CDC, MMRW, 50, No.51&52, 1153-1155, 2002. 邦訳文, 参考2)

アライグマ回虫 (*Baylisascaris procyonis*) はアライグマの小腸に普通に見られる線虫であるが、人を始めとする様々な哺乳動物および鳥類に激症あるいは致死的な脳炎 (神経幼虫移行症) を引き起こす。さらに人の眼球や内臓の幼虫移行症を引き起こすこともある。人へのアライグマ回虫の感染は、アライグマ回虫卵を含む糞便で汚染された、土壌、あるいは樹皮、木材チップ等を口から摂取することで引き起こされる。幼児は、異食や糞食、あるいは汚染された指や玩具等を口に入れるため感染のリスクが高い。この報告書は、シカゴとロサンゼルスの居住者に見られた 2 件のアライグマ回虫による脳炎のケースについて述べ、米国都市部においてアライグマやその糞便への接触を回避することの重要性を述べる。

シカゴ

2000 年 7 月、鉄欠乏性貧血と異食症歴を持つ 2 歳位の男の子がシカゴ病院に入院した。この子供は 8 日間微熱が持続し、入院の 3 日前からは嗜眠、刺激に対する過敏反応および機能傷害の進行が見られた。脳炎の診断は、臨床所見と、末梢血中の好酸球増多 (白血球: 21,000 個/mm³ 中 28%)、脳脊髄液好酸球増多 (白血球 80 個/mm³ 中の 32%)、脳波における遅延波の拡散等の臨床検査結果によった。患者は入院 24 時間以内に、強直性発作と除脳様の姿勢を伴う昏睡状態に陥った。磁気共鳴画像法 (MRI) では両小脳半球の深部白質中に異常が認められた。脳炎を起こす疾患として、単純疱疹、アルボウイルスや腸内ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎、麻疹、細菌感染、真菌感染、寄生虫症 (トキソカラ症や囊虫症) 等があげられるが、血液と脳脊髄液に関する直接検査、培養、血清学的検査および PCR 試験の結果からそれらは否定された。

間接蛍光抗体法 (IFA) により脳脊髄液と血清からアライグマ回虫に対する抗体が検出されたが、入院中の 4 週間にその値は数倍に上昇して高い値 (血清は 1:1,024、脳脊髄液は 1:4,096) を示した。その子供にはアルベンダゾールとコルチコステロイドが処方されたが、症状の改善は見られなかった。4 週間の入院後、彼はリハビリセンターへ移され数カ月間そこで療養した。その後、自宅に戻されたが神経症状の改善は見られず、継続的な介護が必要な状態である。

入院の 18 日前、アライグマが普通に見られるシカゴ郊外で、その子が庭の近くの藪の中で遊んでいたとき口の周りを汚していたのを、両親が目撃している。2000 年 9 月に実施された現場調査では、その庭の数カ所で採取されたアライグマの便からアライグマ回虫卵が検出されていた。密生した木の根元と土壌からは感染性を有するアライグマ回虫卵が回収され、その虫卵をハツカネズミに投与すると幼虫移行による致死性脳炎を発症した。

ロサンゼルス

2000 年 1 月、高度の発育障害と土食症歴を持つ 17 歳の少年が、持続性の緊張亢進と反射亢進を伴う昏睡状態でロサンゼルス病院に入院した。彼の口は強く閉じられ、その眼球は素早く動き回り、疼痛刺激にのみ反応した。入院の 2 日前に、彼は微熱、眠気があり、体の動きに変調が見られた。臨床検査により末梢血中の好酸球増多 (白血球: 15,900 個/mm³ 中 15%) と脳脊髄液好酸球増多 (白血球: 19 個/mm³ 中 37%) が認められた。患者は抗生剤、抗ウイルス剤、抗真菌剤、駆虫剤 (アルベンダゾール)、抗炎症剤を処置されたが、症状の改善は認められな

った。脳脊髄液と血液検査からは感染性の病原体は検出されなかった。脳バイオプシーによる病理学的検査において線虫断端が検出され *Baylisascaris* であることがわかった。

Baylisascaris 抗原による IFA では脳脊髄液、血清の何れに対しても強い陽性を示しその値は各々 1:256、1:4,096 であった。その後患者の状態は悪化し、MRI による脳の深部白質層の異常像は広がり続けた。2 カ月間の入院後、彼は長期療養施設に転送されたが、1 年後に死ぬまで意識不明のままであった。

患者は、ロサンゼルス郡にある青年および成人のための発達障害者グループ・ホームに滞在していた。2000 年 2 月、患者がいつも遊んでいた庭を野外調査したところ数箇所のアライグマ糞便がある場所を特定し、砂場のサンプルからはアライグマ回虫卵を検出した。彼が立ち入りした庭の隣接地の多数の地点からもアライグマ回虫卵を含むアライグマ糞便が見つかった。

編集ノート:

1981 年以来、この報告書にあげた 2 つの例を含め、少なくとも 12 例の重篤あるいは致死的なアライグマ回虫の幼虫移行による脳炎がアメリカのカリフォルニア、イリノイ、ミシガン、ミネソタ、ニューヨーク、オレゴンおよびペンシルバニアで確認されている。12 例中 10 例の患者が 9 カ月から 6 歳の子供であり、その内 8 人は生後 19 カ月以下であった。その他にアライグマ回虫による眼幼虫移行症の例も確認されている。

アライグマ回虫に感染しているアライグマはアメリカのほぼ全域に生息しているが、感染率が最も高いのは中西部、北東部、西海岸のアライグマ (68~82%) である。感染アライグマは普通 1 日当たり数百万個のアライグマ回虫卵を糞便と共に排泄し、排泄された虫卵はおよそ 2~4 週間で感染性を有する幼虫包蔵卵となる。虫卵はほとんどの環境条件下で耐性を有し、適切な湿度があれば何年でも生残する。

人への感染は、感染性を有する虫卵の摂取により成立し、孵化した幼虫は胃腸管壁から様々な身体組織、内臓、目および中枢神経系に移動する。人における神経症状の重篤さは摂取した虫卵数、および中枢神経系に移行した幼虫数に依存する。中枢神経組織中の幼虫は激しい反応と組織損傷を引き起こし、肉芽腫内に被包される。

人、特に子供の場合、アライグマ回虫による脳炎の診断には、突発性の好酸球増多性脳炎の発症および感染源への暴露歴 (例えばアライグマ糞便あるいは汚染された土を摂取した可能性) があるかどうかを確認すべきである。診断的所見として、脳脊髄液及び末梢血中の好酸球増多、MRI による深部白質の異常所見、脳脊髄液と血清の血清学的検査による陽性反応があげられる。

中枢神経系の損傷は症状が出る前に起こっているため、発症した患者を駆虫剤あるいは抗炎症剤で処置しても症状の改善を見ないことがしばしばある。推定感染日の 1~3 日以内に駆虫剤処理 (albendazole: 25~50 mg/kg/日、10 日間連続投薬) を開始すれば、中枢神経系に達する前に幼虫を殺せるので臨床症状の発現を予防できる可能性がある。したがって感染が推測される場合は迅速な対処が求められる。

アライグマ回虫感染の危険性を少なくするためには、アライグマとの直接の接触や都市部生息地への立入を避けること、食物や餌場へのアライグマのアクセスを遮断すること、およびアライグマ糞便に汚染された可能性のある地域および物への接触を制限することが推奨される。アライグマは基本的に、木の根元やその盛り上がった上、あるいは落ちた丸木や幹あるいは大きな岩が高く盛り上がった上に排便する。またアライグマ糞便は薪の束の上、ベランダ、屋上、屋根裏、ガレージおよび干し草置場の中で発見されることもある。糞便は通常黒色の筒状で、

刺激臭があり、しばしば未消化物を含んでいる。アライグマ回虫卵を除去するには、糞便や汚染物を注意深く取り除き、焼却あるいは埋め立てし、あるいは埋めたて式ゴミ処分場に送らねばならない。作業は手や衣服が汚染しないよう注意が必要である。デッキ、テラス等の表面は熱湯処理することができる。排泄直後の虫卵が感染性を有するまでには少なくとも 2～4 週間かかるので、アライグマ糞便の迅速な除去および処分により汚染と感染のリスクを減らすことができる。

参考文献は省略 CDC, MMWR, 50, No51&52, 1153-5, 2002

「動物園におけるウエストナイル熱（米国での対応の紹介）」

1. 米国でのWNV流行状況について

ウエストナイルウイルス（WNV）はフラビウイルス科フラビウイルス属に属し、アカイエカ、チカイエカ等を主な媒介蚊とするウイルスであり、通常はトリと蚊の間で感染環が形成されている。本ウイルスはアフリカ、中東、ヨーロッパやロシア、インド、インドネシアの一部で流行しているが、西半球では1999年ニューヨークで初めて報告されて以来爆発的な勢いで感染が拡大している。本年1月8日現在アメリカ合衆国における本ウイルスによる感染者は3,955名、死者252名となっている。今回アメリカで流行しているウイルスの特徴の1つとして、鳥類に対する病原性が極めて高いことがあげられる。少なくとも138種類の死亡した鳥類からウイルスが分離されており、特にカラス類の感受性が高いとされている。また、ウマも極めて感受性が高く2002年には15,000例近くが確認されている。2001年の成績からは死亡率は30%を超える。また、他の脊椎動物における本ウイルスの感染も報告されており、本ウイルスは公衆衛生上の問題のみならず、野生動物あるいは動物園の収集した貴重な動物に対しても大きな脅威となっている。ここではWNVに対して、アメリカ動物園協会等が中心となって進めているサーベイランスについて紹介する。

2. 動物でのWNV感染について

1) 鳥類におけるWNV感染

既に述べたように138種類の鳥類で、ウイルス感染が確認されている。表にBronx動物園での成績を示した。調査した124種368羽の内、125羽がWNVに対する抗体陽性であり、その22%は何らかの症状を呈していた。また発症したトリでは75%が死亡している。

表 ブロンクス動物園における鳥類でのWNV感染

目	科	調査数	陽性率 (%)	有症数	死亡数	発症率 (%)	致死率 (%)
カモ	カモ	46	43	2	2	10	100
チドリ	カモメ	24	33	2	2	25	100
コウノトリ	サギ	1	100	0		0	
	コウノトリ	6	33	0		0	
	トキ	2	50	1	1	100	100
ハト	ハト	29	21	2	2	33	100
	サケイ	1	0				
ブッポウソウ	サイチョウ	3	0				

目	科	調査数	陽性率 (%)	有症数	死亡数	発症率 (%)	致死率 (%)
カッコウ	エボシドリ	1	100	0		0	
	ツメバケイ	4	0				
タカ	タカ	8	0				
	コンドル	5	80	0		0	
キジ	キジ	91	25	2	1	9	50
ツル	ツル	6	83	0		0	
	クイナ	1	0				
スズメ	カラス	8	75	5	5	83	100
	ホオジロ	2	50	0		0	
	コノハドリ	7	0				
	マネシツグミ	1	0				
	ヒタキ	4	50	0		0	
	フウチョウ	7	0				
	ムクドリ	7	0				
ペリカン	ペリカン	7	71	0		0	
	ウ	13	38	0		0	
フラミンゴ	フラミンゴ	46	61	4	3	14	75
オウム	ヒインコ	10	0				
	インコ	1	0				
ペンギン	ペンギン	7	43	3	0	14	75
フクロウ	フクロウ	4	75	3	0	100	0
	メンフクロウ	2	100	0		0	
シギダチョウ	シギダチョウ	13	0				

Ludwig et al. Am. J. Trop. Med. Hyg. 67, 67-75, 2002 より改変

発症したトリでの臨床症状に WNV 特異的なものは認められず、多くは前駆症状なしに死亡しているのが発見されている。中には頭や首の位置の異常、運動失調、震顫、回転、方向感覚障害、視力障害等の神経症状を呈する個体もある。また、ヒトと同様の一側性あるいは両側性麻痺を呈する動物も経験されている。一般的な徴候としては沈鬱、食欲不振、衰弱、体重減少、横臥等が認められている。臨床症状は通常 1 週以内であるが、1～24 日の経過を経て、回復あるいは死亡する。発症したトリの多くは死亡する。

2) 哺乳動物における WNV 感染

Bronx 動物園での調査成績では 18 科 7 目の 35 種 117 頭の内、抗体陽性であったのは 8%であった。内訳はインドゾウ、インドサイ、ワオキツネザル、レッサーパンダ、ユキヒョウ、バビルサであった。期間中 2 頭のインドサイが沈鬱、嗜眠、軽度の食欲不振、口唇下垂を示した。2 頭とも回復したが、調べた 1 頭では WNV に対す

る抗体の上昇が認められた。残りの 1 頭の病因は明らかではない。哺乳類での発症率は 11%であり、死亡例は認められなかった。

トロント動物園ではバーバリーマカクの死亡が報告されているが、このサルは 25 歳と老齢であり、ヒトと同様 WNV に対する感受性が高かったと推定されている。他にはコウモリ、シマリス、ハイイロリス、シマスカンク、ウサギ、ネコ、イヌ、ヒツジ、シロイワヤギ、オオカミ（幼獣）、ラマ、アルパカの発症が知られている。

動物園には鳥類を含む他の野生動物が入り込んでくるが、これらの動物における WNV の動向にも注意を払う必要がある。

3) その他の動物

フロリダのワニ牧場のアリゲーターでも WNV によると思われる死亡が報告されている。

参考 http://www.nwhc.usgs.gov/research/west_nile/wnvaffected.html

3. アメリカ動物園協会等が行なっているサーベイランスについて

このような背景をもとに 2001 年 6 月、リンカーンパーク動物園（Lincoln Park Zoo）と疾病管理センター（CDC）はアメリカ合衆国の動物園における WNV のサーベイランスデータを国家レベルの公衆衛生データベースに統合することができるかについての会合を開き、その結果アメリカ動物園水族館協会（AZA）およびアメリカ動物園獣医師協会（AAZV）の連名で以下のような通知を会員施設に配布した。

（アメリカ動物園水族館協会（AZA）およびアメリカ動物園獣医師協会（AAZV）の会員宛て連名通知）

リンカーンパーク動物園は CDC と共に、農務省（USDA）、地質調査所（USGS）、州および地方の衛生、農業、野生動物関連部局、AZA、AAZV の代表者によるミーティングを 2001 年 6 月 21～22 日に開催した。この会議は動物園における WNV のサーベイランスデータを国家レベルの公衆衛生データベースに統合することができるかについて検討するためのものである。動物園における WNV サーベイランスは、機密保護、エキゾチック種における診断法の限界、経済的な負担等の理由により、体系的に行われたことはこれまでになかった。これらの問題点について今回の会議で詳細な検討がなされた。

それぞれの領域の代表者による今後の展望の報告の後、ラウンドテーブル討議がなされ、1) WNV 試験へのより多くの動物園の参加および 2) 公衆衛生当局側によるこれら“歩哨”データの全国的サーベイランスへの活用を達成するために必要なことが決定された。検体採取、診断および報告体制に関するワーキンググループが設立され、それぞれのグループからの提言を纏め、全国的なサーベイランス計画の立ち上げの可能性について検討された。このワークショップの内容は Surveillance for West Nile

Virus in Zoological Institutions として纏められており、www.aza.org あるいは www.aazv.org から入手できる。印刷体を希望する場合には事務局へ連絡すれば入手できる。

会議の結果 CDC が 2001 年の試験的事業に対し資金援助することが決められた。コーネル大学診断研究室が動物園からの検体の検査機関に決定した。将来更に検査機関を増やす可能性のあることも決定した。AZA 加盟機関での効率的利用のため集中的データベースを構築することになった。また、この会議の結果を踏まえ WNV サーベイランスのための標準化した計画を AZA と AAZV の協力で策定し、全ての加盟機関に提供することになった。資金援助が継続するならば本計画は動物並びにヒトの健康にとって重要な新興感染症の動物園におけるサーベイランスの標準法となることが期待される。

現時点で我々は本計画の第 1 相に取り掛かる準備ができているので、貴機関の参加を期待する。第 1 相は次の動物から採取した検体を対象としている。

- ・ 全身症状を呈しているか死亡した AZA 加盟動物園における野外飼育の鳥類および哺乳類
- ・ 動物園の敷地内で死亡しているのが発見された、収集動物以外の野生動物
- ・ 搬送前に通常行なう検査（ウイルス分離あるいはウイルス遺伝子の検出は対象動物がウイルス血症を起こしていることを示しており、抗体検出は以前に感染していたことを示している）の対象となる野外飼育されている健康な鳥類および哺乳類。この試験結果が陽性であっても移動前の 10 日間の検疫が科せられているならば搬出を制限する必要はない。

米国では、検体は無料で WNV の存否について試験される。

この事業の第 2 相では血清学的遡及調査を行なうので、各動物園においては健康であってもリスクの高い動物（野外飼育）の血清を保存することが望まれる。また、全ての加盟動物園におけるウエストナイルの危害因子調査も計画されている。第 2 相の詳細は後に供覧する予定である。

CDC の財政支援を受けた本計画に参加することは貴機関の地域の衛生当局と情報の適正な共有をすることを意味していることを理解することは重要である。すなわち地域の公衆衛生部局の担当者と緊密な関係を樹立し、公衆衛生サーベイランスの必要性和各動物園の必要とする機密性とのデータのバランスをとることである。地域の衛生当局への報告に含まれる情報は州あるいは国への報告にも盛り込まれることになる。

機密保持に関するガイドラインは既に述べた会議報告書 Surveillance for West Nile Virus in Zoological Institutions に盛り込まれている。

本事業は CDC, AZA, AAZA によって承認されたものであり、参加を希望する場合は別添の検体採取および検体提出に関わるプロトコールを使用されたい。

(連名通知の別添)

予備的事業の第 1 相

第 1 相は全身症状を呈しているか死亡した AZA 加盟動物園における野外飼育の鳥類および哺乳類から得た検体の検査を行なう。更に非収集動物であっても敷地内で死亡していた場合にはその血液あるいは組織検体についても試験する。検体はウイルス分離、RT-PCR、および血清学等可能な方法を用いて行なう。試験は無料である。

また、搬送前に行なう通常の検査対象となる、野外飼育されている健康な鳥類および哺乳類からの血清も試験に供することができる。この際、試験結果が陽性であっても移動前に 10 日間の検疫が科せられているならば搬出を制限する必要はない。ウイルス分離あるいはウイルス遺伝子の検出は対象動物がウイルス血症を起こしていることを示しており、抗体検出は以前に感染していたことを示している。

検体

血液

0.5ml のクエン酸処理（推奨）あるいはヘパリン処理全血

0.25ml のヘパリン処理血漿（鳥類）

0.25ml の血清（哺乳類）

- * 小型鳥類ではヘパリン血が 50 μ l あれば最低限の ELISA は可能である。しかし、ELISA は WNV に特異的ではないため陽性の場合には確認検査のため再度の採血が必要になることもある。

組織検体

剖検並びに組織のチェックリストは完全版の報告書に記載されているが、最低限、脳、心臓、腎臓の小片を - 70 あるいは液体窒素中に保存すべきである。超低温槽がない場合は - 20 でも 2~3 週間の保存は可能である。特にワークシッポ報告書の付属書 V に記載の保存液を用いれば状態良く保存できる。ウイルス分離は Vero 細胞あるいは適切な種の初代培養細胞で行なう。

総排泄腔および鼻咽頭のスワブはウイルス輸送用溶液に浸し氷冷して輸送するか、- 70 に保存した後、ドライアイスで梱包して送付する。ウイルス輸送用溶液は無償でコーネル大学から提供される。

* ウイルス分離では他の病因ウイルスや迷入ウイルスが分離される場合もありえるが、WNV 以外の病原体に関する更なる検査結果あるいは同定成績は当該機関にのみ通知される。これらの試験も無償で行われるが、他の例えば細菌学的検査等は別途有償で依頼することができる。

検体提出

様式 - 幾種類かの様式はこのメールに添付した。(将来的にはコーネル診断研究室の web site からダウンロードできるようにする予定)。検体は登録様式に記載し、検体の概要、動物種、採取年月日を明記する。検体の入った容器は登録様式と一致するように表示すること。

輸送表示 - 参加機関は無償で検体を送ることができる。数枚のラベルがこのメールに添付されている。予め Dr. A. Glaser に e-mail あるいは電話で連絡しラベルを入手すること。

輸送容器 - 丈夫な容器を用いること。また容器は密封すること。検体の入った容器を吸収材で囲み漏れのない容器に収納する。ウイルス分離用検体は検体受領まで、溶解することのないよう十分なドライアイスを入れること。血清学的検査に供する検体は氷温で輸送する。凍結している必要はない。検体は火曜日から金曜日の間に到着するように手配すること。

報告体制

WNV 試験の結果はそれぞれの動物園とリンカーンパーク動物園に構築される集中データベースに報告される。検体提出機関は完全版に記されたとおり、地域の公衆衛生当局に検査結果を遅滞なく報告しなければならない。本計画に参加することは貴機関の地域の衛生当局と情報の適正な共有をすることに賛同したことを意味していることを理解することは重要である。検査にはおよそ 10 日を要する。この間完全版の報告に関する章に記載されているように、機密保護に関して、動物園側と衛生当局で討議しておく必要がある。事務局では州の公衆衛生獣医師あるいは疫学の専門家の協力を斡旋できる。他にワークショップの参加者リストも完全版報告書の末尾に用意されている。

第 2 相

第 2 相は血清学的遡及調査を行なうので、各動物園においては健康であってもリスクの高い動物（野外飼育）の血清を保存することが望まれる。また、全ての加盟動物園におけるウエストナイルの危害調査も計画されている。第 2 相の詳細は後に供覧する予定である。

参 考 資 料

1) 参考文献

- (1) 感染症ガイドライン．平成13年5月（2000年5月）．日本動物園水族館協会感染症対策委員会．
- (2) 動物園における人獣共通感染症の危機管理とリスクマネジメントの一事例，吉川徹，多田有希，中島一敏，新井智，大山卓昭，岡部信彦．2002．産業衛生学雑誌 44： 761（学会抄録）．
- (3) 動物園職員に発生し当初ブルセラ症も疑われたオウム病集団発生．中島一敏、大山卓昭、多田有希、岡部信彦．2002．日本公衆衛生雑誌 49： 871（学会抄録）．
- (4) 獣医伝染病学（第5版），清水悠紀臣、鹿江雅光、田淵清、平棟孝志、見上彪．2000．（株）近代出版．
- (5) Guidelines for the prevention and treatment of B-virus infections in exposed persons. 1995. Clinical Infectious Diseases. 20: 421-439.
- (6) Guidelines for the investigation of zoonotic disease in Scotland. 2001. (www.show.scot.nhs.uk/scieh) .
- (7) Compendium of measures to control Chlamydia psittaci infection among Humans (Psittacosis) and Pet birds (Avian Chlamidiosis).
- (8) Outbreak of salmonellosis associated with chicks and ducklings at a children's nursery. 2000. CDR 10(21).
- (9) Baby dies of Salmonella poona infection linked to pet reptile. 2000. CDRW. 10: 161.
- (10) Fatal neonatal Salmonella meningitis linked to pet reptile. 2000. CDRW. 10: 49-52.
- (11) From the Centers for Disease Control. Lizard-associated salmonellosis - Utah. 1992. JAMA. 268: 1396.
- (12) Lizard-associated salmonellosis - Utah. 1992. MMWR 41: 610-611.
- (13) From the Centers for Disease Control. Iguana-associated salmonellosis - Indiana, 1990. 1992. JAMA. 267(8): 1053-1054.
- (14) Iguana-associated salmonellosis - Indiana, 1990. 1992. MMWR 41: 38-39.

2) 関連ホームページ

(1) 我が国における感染症発生情報 (IDWR)

<http://idsc.nih.go.jp/kanja/index-j.html>

(2) 我が国における感染症人からの病原体検出情報 (IASR)

<http://idsc.nih.go.jp/iasr/index-j.html>

(3) 動物における感染症情報

<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/diseaseindex.html>

(4) 動物由来感染症情報

<http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/>

(5) 米国CDCの感染症情報

<http://www.cdc.gov/health/default.htm>

(6) WHO (世界保健機関)

<http://www.who.int/home-page/index.en.shtml>

3) 関係法規

(1) 感染症法 (感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律)

http://www.hourei.mhlw.go.jp/~hourei/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENT&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=309

(2) 結核予防法

http://www.hourei.mhlw.go.jp/~hourei/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENT&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=302

(3) 狂犬病予防法

http://www.hourei.mhlw.go.jp/~hourei/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENT&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=343

(4) 家畜伝染病予防法

<http://www.sat.affrc.go.jp/saikin/Houki/Houki.htm>

(5) 動物愛護法 (動物の愛護及び管理に関する法律)

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/law_index.html

4) 全国保健所一覧

平成15年現在

都道府県	名称	〒	所在地	電 話	Fax
北海道	札幌市	060-0042	札幌市中央区大通西19	011(622)5151	011(622)5168
	小樽市	047-0033	小樽市富岡1-5-12	0134(22)3117	0134(22)1469
	市立函館	040-0001	函館市五稜郭町16-1	0138(32)1512	0138(32)1505
	旭川市	070-8525	旭川市 7 条通10丁目	0166(25)6354	0166(26)2912
	江別	069-0811	江別市錦町4-1	011(383)2111	011(383)2185
	千歳	066-8666	千歳市東雲町4-2	0123(23)3175	0123(23)3177
	岩見沢	068-8558	岩見沢市 8 条西5-1	0126(23)2231	0126(22)2514
	滝川	073-0023	滝川市緑町2-3-31	0125(24)6201	0125(23)5583
	深川	074-0002	深川市 2 条18-6	0164(22)1421	0164(22)1479
	富良野	076-0011	富良野市末広町2-10	0167(23)3161	0167(23)3163
	名寄	096-0005	名寄市東 5 条南 3 丁目63-38	01654(3)3121	01654(3)3224
	岩内	045-0022	岩内郡岩内町字清住252-1	0135(62)1537	0135(63)0898
	倶知安	044-0001	虻田郡倶知安町北 1 条東 2	0136(22)1111	0136(22)5875
	江差	043-0043	檜山郡江差町字本町63	01395(2)1053	01395(2)1074
	渡島	041-8551	函館市美原町 4 - 6 - 16	0138(47)9000	0138(47)9219
	八雲	049-3112	山越郡八雲町末広町120	01376(3)2168	01376(3)2169
	室蘭	051-8555	室蘭市幸町9-11	0143(22)9131	0143(23)1446
	苫小牧	053-0018	苫小牧市旭町2-9-19	0144(34)4168	0144(34)4177
	浦河	057-0007	浦河郡浦河町東町ちのみ3-1-8	01462(2)3071	01462(2)1447
	静内	056-0005	静内郡静内町こうせい町2-8-1	01464(2)0251	01464(2)7202
	帯広	080-0803	帯広市東 3 条南3-1	0155(24)3111	0155(25)0864
	釧路	085-0038	釧路市花園町8-6	0154(22)1233	0154(22)1273
	根室	087-0009	根室市弥栄町2-1	01532(3)5161	01532(4)0343
	中標津	086-1001	標津郡中標津町東 1 条南 6	01537(2)2168	01537(2)6894
	網走	093-8585	網走市北 7 条西 3	0152(44)7171	0152(44)4879
	北見	090-8518	北見市青葉町6-6	0157(24)4171	0157(24)4199
	紋別	094-8462	紋別市南ヶ丘町1-6	01582(3)3108	01582(3)1009
	稚内	097-0002	稚内市潮見3-5-39	0162(32)2250	0162(32)2253
	留萌	077-0027	留萌市住之江町2-1-2	0164(42)1511	0164(42)8216
	上川	079-8611	旭川市永山 6 条19丁目	0166(46)5111	0166(46)5262
青森県	青森	030-0911	青森市造道 3 丁目25-1	0177(41)8116	0177(42)7250
	弘前	036-8188	弘前市大字吉野町4-5	0172(33)8521	0172(33)8523
	八戸	039-1101	八戸市大字尻内町字鴨田 7	0178(27)3336	0178(27)1594
	黒石	036-0352	黒石市大字甲大工町2-2	0172(52)3161	0172(52)3162
	五所川原	037-0056	五所川原市末広町14	0173(34)2108	0173(34)7516
	十和田	034-0082	十和田市西二番町10-15	0176(23)4261	0176(23)4246
	むつ	035-0084	むつ市大湊新町11-6	0175(24)1231	0175(24)3449
	三沢	033-0031	三沢市桜町 3 丁目1-69	0176(53)3101	0176(53)5279
岩手県	盛岡	020-8570	盛岡市内丸11-1	019(651)3111	019(624)4066
	花巻	025-0075	花巻市花城町1-41	0198(22)2331	0198(24)9240
	北上	024-8520	北上市芳町2-8	0197(65)2735	0197(65)2496
	水沢	023-0053	水沢市大手町5-5	0197(22)2861	0197(25)4106

岩手県	一関	021-8503	一関市竹山町7-5	0191(26)1415	0191(23)0579
	大船渡	022-8502	大船渡市猪川町字前田6-1	0192(27)9913	0192(27)4197
	釜石	026-0043	釜石市新町6-50	0193(25)2702	0193(25)2294
	宮古	027-0072	宮古市五月町1-20	0193(64)2218	0193(63)5602
	久慈	028-0064	久慈市八日町1-1	0194(53)4987	0194(52)3919
	二戸	028-6101	二戸市福岡字八幡下11-1	0195(23)9206	0195(23)6432
宮城県	青葉	980-0011	仙台市青葉区上杉1-5-1	022(225)7211	022(261)1517
	宮城野	983-0842	仙台市宮城野区五輪2-12-35	022(291)2111	022(291)2145
	若林	984-0811	仙台市若林区保春院前丁3-1	022(282)1111	022(282)1145
	太白	982-0012	仙台市太白区長町南3-1-15	022(247)1111	022(308)1979
	泉	981-3133	仙台市泉区泉中央2-1-1	022(372)3111	022(374)8412
	石巻	986-0812	石巻市東中里1-4-32	0225(95)1411	0225(94)7104
	塩釜	985-0003	塩釜市北浜4-8-15	022(366)0121	022(362)6161
	大崎	989-6116	古川市李埴字神田227	0229(91)0701	0229(23)7562
	気仙沼	988-0045	気仙沼市田谷18-5	0226(22)6661	0226(24)4901
	仙南	989-1243	柴田郡大河原町字南129-1	0224(53)3111	0224(52)3678
	栗原	987-2251	栗原郡築館町藤木5-1	0228(22)2111	0228(22)7019
	登米	987-0511	登米郡迫町佐沼字西佐沼150-5	0220(22)6111	0220(22)9242
秋田県	秋田市	010-0001	秋田市中通2-1-52	018(837)9210	018(837)9213
	大館	017-0045	大館市中道2-1-60	0186(42)4164	0186(42)2058
	鷹巣	018-3331	北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱76-1	0186(62)1165	0186(62)1180
	能代	016-0815	能代市御指南町1-10	0185(52)4331	0185(53)4114
	秋田中央	018-1402	南秋田郡昭和町乱橋字古開172-1	018(855)5170	018(855)5160
	本荘	015-0001	本荘市出戸町字水林408	0184(22)4120	0184(22)6291
	大曲	014-0062	大曲市上栄町13-62	0187(63)3403	0187(62)5288
	横手	013-8503	横手市旭川1-3-46	0182(32)4005	0182(32)3389
	湯沢	012-0857	湯沢市千石町2-1-10	0183(73)6155	0183(73)6156
山形県	村山	990-0031	山形市十日町1-6-6	023(622)2543	023(622)0191
	最上	996-0025	新庄市若葉町12-18	0233(22)2022	0233(22)2025
	置賜	992-0012	米沢市金池3-1-26	0238(22)3000	0238(22)3003
	庄内	997-0045	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235(66)2111	0235(66)4750
福島県	郡山市	963-8024	郡山市朝日2-15-1	0249(24)2120	0249(34)2860
	いわき市	970-8026	いわき市平字梅本15	0246(24)6234	0246(24)6249
	南会津	967-0004	南会津郡田島町大字田島字天道沢甲2542-2	0241(62)1120	0241(62)1698
	県北	960-8012	福島市御山町8-30	024(534)4101	024(534)4105
	県中	962-0834	須賀川市旭町153-1	0248(75)2107	0248(72)3336
	県南	961-0074	白河市字郭内127	0248(22)5441	0248(23)1252
	会津	965-0873	会津若松市追手町7-40	0242(29)5504	0242(29)5509
	相双	975-0031	原町市錦町1-30	0244(26)1323	0244(26)1332
茨城県	水戸	310-0852	水戸市笠原町993の2	029(241)0100	029(241)5313
	大宮	319-2215	那珂郡大宮町姥賀2978-1	02955(2)1157	02955(2)2865
	日立	317-0065	日立市助川町2-6-15	0294(22)4188	0294(24)5132
	鉾田	311-1517	鹿島郡鉾田町大字鉾田1367-3	0291(33)2158	0291(33)3136
	潮来	311-2422	潮来市大洲1446-1	0299(66)2114	0299(66)1613
	竜ヶ崎	301-0822	竜ヶ崎市光順田2983-1	0297(62)2161	0297(64)2693

茨城県	土浦	300-0812	土浦市下高津2-7-46	0298(21)5342	0298(26)5961
	下館	308-0021	下館市甲114	0296(24)3911	0296(24)3928
	水海道	303-0005	水海道市森下町4474	0297(22)1351	0297(22)8855
	古河	306-0005	古河市北町6-22	0280(32)3021	0280(32)4323
	つくば	305-0035	つくば市松代4-27	0298(51)9287	0298(51)5680
	ひたちなか	312-0005	ひたちなか市新光町95	029(265)5515	029(265)5040
栃木県	宇都宮市	321-0974	宇都宮市竹林町972	028(626)1114	028(627)9244
	県西	322-0068	鹿沼市今宮町1664-1	0289(64)3125	0289(64)3919
	県東	321-4305	真岡市荒町2-15-10	0285(82)3321	0285(84)7438
	県南	323-0811	小山市犬塚428-1	0285(22)0302	0285(22)8403
	県北	324-8585	大田原市住吉町2-14-9	0287(22)2257	0287(23)6980
	安足	326-0051	足利市大橋町1-2006	0284(41)5900	0284(44)1088
群馬県	前橋*	371-0033	前橋市国領町2-21-22	027(231)7721	027(231)7460
	伊勢崎*	372-0024	伊勢崎市下植木町499	0270(25)5066	0270(24)8842
	渋川*	377-0027	渋川市金井394	0279(22)4166	0279(24)3542
	藤岡*	375-0012	藤岡市下戸塚2-5	0274(22)1420	0274(22)3149
	富岡*	370-2316	富岡市富岡1344	0274(62)1541	0274(64)2397
	中之条*	377-0425	吾妻郡中之条町大字西中之条183-1	0279(75)3303	0279(75)6091
	沼田*	378-0016	沼田市清水町4290-2	0278(23)2185	0278(22)4479
	館林*	374-0066	館林市大街道1-2-25	0276(72)3230	0276(72)4628
	高崎*	370-0829	高崎市高松町 6	027(322)3130	027(325)5070
	桐生*	376-0011	桐生市相生町2-351	0277(53)4131	0277(52)1572
	太田*	373-0033	太田市西本町41-34	0276(31)3721	0276(31)8349
埼玉県	戸田・蕨	335-0022	戸田市上戸田39	048(441)4601	048(430)2176
	川口	333-0842	川口市前川1-11-1	048(262)6111	048(261)0711
	さいたま市	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124	048(648)2000	048(648)2229
	朝霞	351-0013	朝霞市膝折2-5	048(461)0468	048(460)2698
	鴻巣	365-0039	鴻巣市東4-5-10	0485(41)0249	0485(41)5020
	草加	340-0035	草加市西町425-2	0489(25)1551	0489(25)1554
	川越市	350-0838	川越市宮元町33-1	049(227)5101	049(224)2261
	所沢	359-1118	所沢市けやき台2-5-8	042(922)2167	042(920)3082
	飯能	357-0021	飯能市双柳353	0429(73)5617	0429(72)0443
	東松山	355-0037	東松山市若松町2-6-45	0493(22)0280	0493(22)4251
	秩父	368-0025	秩父市桜木町8-18	0494(22)3824	0494(22)2798
	本庄	367-0047	本庄市前原1-8-12	0495(22)6481	0495(22)6484
	熊谷	360-0031	熊谷市末広3-9-1	0485(23)2811	0485(20)3271
	深谷	366-0821	深谷市田谷11	0485(71)4626	0485(71)8576
	行田	361-0023	行田市長野952-1	0485(56)3181	0485(50)1761
	加須	347-0031	加須市南町5-15	0480(61)1216	0480(62)2936
	春日部	344-0038	春日部市大沼1-76	048(737)2133	048(736)4562
	越谷	343-0813	越谷市越ヶ谷4-2-26	0489(64)1266	0489(63)1077
	幸手	340-0115	幸手市中1-16-4	0480(42)1101	0480(40)1268
	吉川	342-0041	吉川市大字保543-1	0489(82)1431	0489(81)1185
	狭山	350-1324	狭山市稲荷山2-16-1	042(954)6212	042(954)7487
	坂戸	350-0212	坂戸市石井2327-1	0492(83)7815	0492(84)2268

千葉県	千葉市	261-0001	千葉市美浜区幸町1-3-9	043(238)9920	043(238)9932
	市川	272-0023	市川市南八幡5-11-22	047(377)1101	047(379)6623
	松戸	271-8562	松戸市小根本 7	047(361)2121	047(367)7554
	野田	278-0006	野田市柳沢24	0471(24)8155	0471(24)2878
	佐倉	285-8520	佐倉市鎚木仲田町8-1	043(483)1133	043(486)2777
	茂原	297-0026	茂原市茂原1102-1	0475(22)5167	0475(24)3419
	勝浦	299-5235	勝浦市出水1224	0470(73)0145	0470(73)0904
	市原	290-0056	市原市五井1309	0436(21)6391	0436(22)8068
	木更津	292-0832	木更津市新田3-4-34	0438(22)3743	0438(25)4587
	船橋	273-0011	船橋市湊町2-10-18	047(431)4191	047(433)7978
	柏	277-0005	柏市柏255	0471(67)1255	0471(67)1732
	習志野	275-0012	習志野市本大久保5-7-14	047(475)5151	047(478)5635
	香取	287-0001	佐原市佐原0-2127	0478(52)9161	0478(54)5407
	海浜	288-0812	銚子市栄町2-2-1	0479(22)0206	0479(24)9682
	山武	283-0802	東金市東金907-1	0475(54)0611	0475(52)0274
	安房	294-0045	館山市北条1093-1	0470(22)4511	0470(23)6694
東京都	世田谷	154-0017	世田谷区世田谷4-22-35	03(5432)1111	03(5432)3022
	渋谷区	150-0042	渋谷区宇田川町1-1	03(3463)1211	03(3463)2066
	池袋	170-0013	豊島区東池袋1-20-9	03(3987)4203	03(3981)5452
	長崎	171-0051	豊島区長崎3-6-24	03(3957)1191	03(3958)2188
	荒川区	116-0002	荒川区荒川1-53-20	03(3802)3111	03(3806)2976
	足立	120-0011	足立区中央本町1-5-3	03(3880)5361	03(3880)6998
	葛飾	124-0012	葛飾区立石8-18-6	03(3691)9631	03(3695)8739
	江戸川	132-0021	江戸川区中央4-24-19	03(3654)2151	03(3655)9925
	台東	110-0015	台東区東上野4-22-8	03(3347)9401	03(3841)4325
	目黒区	153-0061	目黒区中目黒3-13-22	03(5722)9501	03(5722)9508
	大田区	144-8621	大田区蒲田5-13-14	03(5744)1263	03(5744)1523
	杉並	167-0051	杉並区荻窪5-20-1	03(3391)1991	03(3391)1926
	北区	114-0001	北区東十条2-7-3	03(3919)3101	03(3919)5163
	板橋区	173-0004	板橋区板橋2-61-7	03(3579)2321	03(3579)2319
	みなと	106-0032	港区六本木5-16-45	03(3408)6146	03(3585)4449
	中野区	164-0001	中野区中野2-17-4	03(3382)6661	03(3228)5660
	新宿区	160-8581	新宿区内藤町87番地	03(3209)1111	03(3341)3529
	品川区	142-0063	品川区荏原2-9-6	03(3788)2000	03(3788)7900
	千代田	101-0054	千代田区神田錦町3-10	03(3291)3641	03(3291)3650
	練馬区	176-8501	練馬区豊玉北6-12-1	03(3993)1111	03(3993)9190
	文京	112-0001	文京区春日1-16-21	03(3812)7111	03(5803)1355
	墨田区	130-0001	墨田区吾妻橋1-23-20	03(5608)1111	03(5608)6404
	江東区	135-0016	江東区東陽2-1-1	03(3647)5855	03(3615)7171
	中央区	104-0044	中央区明石町12-1	03(3541)5936	03(3541)8959
	八王子	192-0083	八王子市旭町13-18	0426(45)5111	0426(44)9100
	町田	194-0021	町田市巾着町2-13-3	0427(22)0621	0427(22)3249
	島しょ	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03(5320)4342	03(5388)1427
	多摩川	198-0042	青梅市東青梅5-19-6	0428(22)6141	0428(23)3987
	秋川	190-0164	あきる野市五日市978	0425(96)2111	0425(96)4870

東京都	南多摩	206-0025	多摩市永山2-1-5	0423(71)7661	0423(75)6697
	多摩立川	190-0023	立川市柴崎町2-21-19	0425(24)5171	0425(24)7813
	村山大和	207-0022	東大和市桜丘3-44-10	0425(67)2201	0425(67)2217
	府中小金井	183-0055	府中市府中町1-30-1	0423(62)2334	0423(60)2144
	狛江調布	182-0024	調布市布田5-46-1	0424(84)2123	0424(83)2420
	三鷹武蔵野	180-0013	武蔵野市西久保3-1-22	0422(54)2161	0422(56)0911
	多摩小平	187-0002	小平市花小金井1-31-24	0424(50)3111	0424(50)3261
	多摩東村山	189-0022	東村山市野口町1-25-23	0423(94)3111	0423(96)4499
神奈川県	鶴見	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	045(510)1827	045(510)1899
	神奈川	221-0824	横浜市神奈川区広台太田町3-8	045(411)7133	045(316)7877
	西	220-0051	横浜市区西中央1-5-10	045(320)8433	045(320)2907
	中	231-0023	横浜市中区山下町116	045(224)8330	045(681)9323
	南	232-0018	横浜市区南区花の木町3-48-1	045(743)8243	045(721)0789
	港南	233-0004	横浜市港南区港南中央通10-1	045(847)8433	045(846)5981
	保土ヶ谷	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045(334)6341	045(333)6309
	旭	241-0022	横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	045(954)6143	045(953)7713
	磯子	235-0016	横浜市磯子区磯子3-5-1	045(757)2443	045(754)4580
	金沢	236-0021	横浜市金沢区泥亀2-9-1	045(788)7844	045(786)8872
	港北	222-0032	横浜市港北区大豆戸町26-1	045(540)2359	045(540)2368
	緑	226-0013	横浜市緑区寺山町118	045(930)2353	045(930)2355
	戸塚	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町157-3	045(866)8463	045(865)3963
	瀬谷	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町190	045(367)5743	045(365)5718
	川崎	210-8570	川崎市川崎区東田町8	044(201)3202	044(246)0961
	幸	210-0905	川崎市幸区戸手2-12-11	044(522)7316	044(522)1747
	中原	211-8570	川崎市中原区小杉町3-245	044(744)3252	044(722)6916
	高津	213-8570	川崎市高津区下作延274-2	044(861)3302	044(877)1226
	宮前	216-8570	川崎市宮前区宮前平2-20-5	044(856)3252	044(856)3274
	多摩	214-8570	川崎市多摩区登戸1775-1	044(935)3292	044(934)6029
	麻生	215-8570	川崎市麻生区万福寺1-5-1	044(965)5156	044(953)4994
	栄	247-0005	横浜市栄区桂町303-19	045(894)6963	045(895)1759
	泉	245-0016	横浜市泉区和泉町4636-2	045(800)2443	045(800)2515
	青葉	225-0024	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	045(978)2341	045(978)2419
	都筑	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045(948)2341	045(948)2354
	横須賀市	238-0011	横須賀市米ヶ浜通2-7	0468(22)4300	0468(22)5540
	平塚	254-0051	平塚市豊原町6-21	0463(32)0130	0463(35)4025
	鎌倉	248-0014	鎌倉市由比ヶ浜2-16-13	0467(24)3900	0467(24)4379
	藤沢	251-0025	藤沢市鵠沼石上2-7-1	0466(26)2111	0466(28)1353
	小田原	250-0013	小田原市南町2-4-45	0465(22)3135	0465(22)6954
	相模原	229-8611	相模原市中央2-11-15	042(769)8347	042(750)3066
	三崎	238-0221	三浦市三崎町六合32	0468(82)6811	0468(81)7199
	厚木	243-0004	厚木市水引2-3-1	0462(24)1111	0462(25)4146
	足柄上	258-0021	足柄上郡開成町吉田島2489-2	0465(83)5111	0465(82)8408
	津久井	220-0207	津久井郡津久井町中野937-2	042(784)1111	042(780)0594
	秦野	257-0031	秦野市曽屋2-9-9	0463(82)1428	0463(83)5872
	大和	242-0021	大和市中央1-5-26	0462(61)2948	0462(61)7129

神奈川県	茅ヶ崎	253-0041	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7	0467(85)1171	0467(82)0501
新潟県	新潟市	951-8550	新潟市学校町通1番町602-1	025(228)1000	025(228)9688
	新発田	957-0016	新発田市豊町3-3-2	0254(22)5111	0254(26)6800
	新津	956-0032	新津市南町9-33	0250(22)5171	0250(22)5188
	巻	953-0042	西蒲原郡巻町大字赤縮1285-1	0256(72)0932	0256(72)4057
	三条	955-0046	三条市興野1-13-45	0256(36)2360	0256(36)2365
	長岡	940-0861	長岡市川崎町字前田2711-1	0258(33)4930	0258(33)4933
	小出	946-0004	北魚沼郡小出町大字大塚新田字大塚116-3	02579(2)1145	02579(2)6381
	六日町	949-6623	南魚沼郡六日町大字六日町620-2	0257(72)2457	0257(72)2190
	十日町	948-0055	十日町市大字高山857	0257(57)2400	0257(57)2474
	柏崎	945-0053	柏崎市鏡町11-9	0257(22)4165	0257(22)4190
	糸魚川	941-0052	糸魚川市南押上1-15-1	0255(52)0611	0255(53)1645
	村上	958-0864	村上市肴町10-15	0254(53)3151	0254(52)2881
	相川	952-1555	佐渡郡相川町大字2丁目浜町20-1	0259(74)3311	0259(74)4563
	上越	943-0807	上越市春日山町3-8-34	0255(24)6133	0255(24)6998
富山県	富山市	939-8222	富山市蛭川459-1	0764(28)1155	0764(28)1150
	高岡	933-0806	高岡市赤祖父211	0766(21)9411	0766(26)8464
	新川	938-0025	黒部市堀切新343	0765(52)1224	0765(52)4440
	中部	930-0355	中新川郡上市町横法音寺40	0764(72)1234	0764(73)0667
	砺波	939-1506	東砺波郡福野町高儀147	0763(22)3511	0763(22)7235
石川県	金沢市	920-8533	金沢市駅西2-103-1	076(234)5102	076(234)5104
	南加賀	923-8648	小松市園町又48	0761(22)0793	0761(22)0805
	石川中央	924-0864	松任市馬場2丁目7番地	076(275)2251	076(275)2257
	能登中部	926-0021	七尾市本府中町ソ27番9	0767(53)2482	0767(53)2484
	能登北部	928-0079	輪島市鳳至町畠田102-4	0768(22)2011	0768(22)5550
福井県	福井	918-8540	福井市西木田2-8-8	0776(36)1116	0776(34)7215
	金津	919-0632	坂井郡金津町春宮2-21-17	0776(73)0600	0776(73)0763
	敦賀	914-0057	敦賀市開町6-5	0770(22)3747	0770(24)1205
	小浜	917-0073	小浜市四谷町3-10	0770(52)1300	0770(52)1058
	奥越	912-0084	大野市天神町1の1	0779(66)2076	0779(65)8410
	丹南	916-0022	鯖江市水落町1-2-25	0778(51)0034	0778(51)7804
山梨県	甲府	400-8543	甲府市太田町9-1	055(237)1381	055(235)7115
	日下部	405-0003	山梨市下井尻126-1	0553(20)2750	0553(20)2754
	石和	406-0031	東八代郡石和町市部448	055(262)2155	055(263)4588
	身延	409-2411	南巨摩郡身延町丸滝宮ノ前569	05566(2)1071	05566(2)1800
	小笠原	400-0307	中巨摩郡櫛形町下宮地445-5	055(282)1157	055(284)3648
	韮崎	407-0024	韮崎市本町4-2-4	0551(23)3070	0551(23)3075
	吉田	403-0005	富士吉田市上吉田1-2-5	0555(24)9032	0555(24)9037
	大月	401-0015	大月市大月町花咲1608-3	0554(22)7824	0554(22)7828
長野県	長野市	380-0913	長野市川合新田3791-7	026(226)9941	026(226)9981
	佐久	385-8533	佐久市大字跡部65-1 佐久合同庁舎内	0267(63)3162	0267(63)3221
	上田	386-8555	上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内	0268(25)7147	0268(23)1973
	諏訪	392-8601	諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎内	0266(57)2925	0266(58)1462
	伊那	396-8666	伊那市大字伊那3497 伊那合同庁舎内	0265(76)6835	0265(76)2042
	飯田	395-0034	飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎内	0265(53)0442	0265(22)9072

長野県	木曽	397-0001	木曽郡木曽福島町2757-1 木曽合同庁舎内	0264(25)2231	0264(24)2596
	松本	390-0852	松本市大字島立1020 松本合同庁舎内	0263(47)7800	0263(47)9293
	大町	398-8602	大町市大字大町1058-2 大町合同庁舎内	0261(23)6525	0261(23)2266
	長野	380-0936	長野市大字中御所字岡田98-1	026(223)2131	026(223)6552
	北信	389-2255	飯山市大字静岡字町尻1340-1	0269(62)3105	0269(63)2926
岐阜県	岐阜市	500-8309	岐阜市都通2-19	058(252)0631	058(252)0639
	関	501-3756	美濃市生櫛1612-2	0575(33)4011	0575(33)4701
	東濃地域	507-8708	多治見市上野町5-68-1	0572(23)1111	0572(25)6657
	恵那	509-7203	恵那市長島町正家字後田1067-71	0573(26)1111	0573(25)1174
	岐阜地域	504-0838	各務原市不動丘1-1岐阜県健康科学センター	0583(80)3001	0583(71)1233
	西濃地域	503-0838	大垣市江崎町422-3西濃総合庁舎	0584(73)1111	0584(74)9334
	中濃地域	505-8508	美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1可茂総合庁舎	0574(25)3111	0574(28)7162
	飛騨地域	506-8688	高山市上岡本町7-468飛騨総合庁舎	0577(33)1111	0577(34)8327
静岡県	浜松市	432-8023	浜松市鴨江2-11-2	053(453)6135	053(453)6124
	静岡市	420-0853	静岡市追手町10-100	054(255)7811	054(221)8450
	伊豆	415-0016	下田市中531-1	0558(24)2032	0558(24)2159
	熱海	413-0016	熱海市水口町13-15	0557(82)9106	0557(82)9131
	御殿場	412-0039	御殿場市竈1113	0550(82)1222	0550(82)4345
	富士	416-0906	富士市本市場441-1	0545(65)2151	0545(65)2288
	中部	424-8501	清水市辻4-4-17	0543(67)1141	0543(66)2575
	東部	410-8543	沼津市高島本町1-3	0559(20)2073	0559(20)2191
	志太榛原	426-0026	藤枝市岡出山2-2-25	054(646)5200	054(644)4471
	中東遠	438-0086	磐田市見付3599-4	0538(37)2243	0538(37)2241
	北遠	431-3314	天竜市二俣町二俣530-19	0539(25)3141	0539(25)1206
	西部	430-0915	浜松市東田町87	053(458)7174	053(458)7164
愛知県	千種	464-0841	名古屋市千種区覚王山通8-37	052(753)1951	052(751)3545
	東	461-0003	名古屋市東区筒井1-7-74	052(934)1205	052(937)5145
	北	462-0844	名古屋市北区清水4-17-1	052(917)6541	052(911)2343
	西	451-0063	名古屋市西区押切1-8-22	052(523)4601	052(531)2000
	中村	453-0822	名古屋市中村区名西通2-6	052(481)2216	052(481)2210
	中	460-0011	名古屋市中区大須4-13-28	052(251)4521	052(251)4524
	昭和	466-0027	名古屋市昭和区阿由知通3-19	052(735)3950	052(731)0957
	瑞穂	467-0814	名古屋市瑞穂区本願寺町3-11	052(851)8141	052(851)8145
	熱田	456-0035	名古屋市熱田区白鳥2-3-10	052(681)5166	052(681)5169
	中川	454-0911	名古屋市中川区高畑1-223	052(363)4455	052(361)2175
	港	455-0015	名古屋市港区港栄2-2-1	052(651)6471	052(651)5144
	南	457-0833	名古屋市南区東又兵卫町5-1-1	052(614)2811	052(614)2818
	守山	463-0011	名古屋市守山区小幡1-3-1	052(796)4610	052(796)0040
	緑	458-0033	名古屋市緑区相原郷1-715	052(891)1411	052(891)5110
	名東	465-0025	名古屋市名東区上社2-50	052(778)3104	052(773)6212
	天白	468-0056	名古屋市天白区島田2-201	052(807)3900	052(803)1251
	豊田市	471-0877	豊田市錦町1-22-1	0565(34)6180	0565(31)6630
	豊橋市	441-8064	豊橋市富本町字国隠20-8	0532(51)3611	0532(38)0770
	岡崎	444-0059	岡崎市康生通西3-30	0564(22)2501	0564(25)8390
	一宮	491-0867	一宮市古金町1-3	0586(72)0321	0586(24)9325

愛知県	瀬戸	489-0808	瀬戸市見付町38-1	0561(82)2196	0561(82)9188
	半田	475-0903	半田市出口町1-45-4	0569(21)3341	0569(24)7142
	春日井	486-0927	春日井市柏井町2-31	0568(31)2188	0568(34)3781
	豊川	442-0068	豊川市諏訪3-237	0533(86)3188	0533(89)6758
	津島	496-0038	津島市橋町4-50-2	0567(26)4137	0567(28)6891
	刈谷	448-0857	刈谷市大手町1-12	0566(21)4778	0566(25)1470
	安城	446-8517	安城市横山町下毛賀知93	0566(75)7441	0566(77)2208
	西尾	445-0062	西尾市丁田町五助59-1	0563(56)5241	0563(54)6791
	江南	483-8146	江南市布袋下山町西80	0587(56)2157	0587(54)5422
	稲沢	492-8216	稲沢市大塚町塚畑2200-11	0587(21)2251	0587(24)1846
	新城	441-1326	新城市字中野6-1	05362(2)2203	05362(3)6358
	知多	478-0001	知多市八幡字荒古後88-2	0562(32)6211	0562(33)7299
	師勝	481-0004	西春日井郡師勝町大字鹿田字西村前114	0568(23)5811	0568(25)2018
	足助	444-2422	東加茂郡足助町大字今朝平字久井戸76-3	0565(62)0019	0565(62)1750
	田原	441-3421	渥美郡田原町大字田原字下八軒家15-2	05312(2)1238	05312(2)6394
三重県	桑名	511-8567	桑名市中央町5-71	0594(24)3621	0594(24)3692
	四日市	510-8511	四日市市新正4-21-5	0593(52)0590	0593(52)0598
	鈴鹿	513-0809	鈴鹿市西条5-117	0593(82)8671	0593(83)7958
	津	514-0003	津市桜橋3-446-34	059(223)5111	059(223)5119
	松阪	515-0011	松阪市高町138	0598(50)0527	0598(50)0621
	伊勢	516-0035	伊勢市勢田町622	0596(27)5134	0596(27)5790
	上野	518-0823	上野市四十九町2802	0595(24)8070	0595(24)8085
	尾鷲	519-3695	尾鷲市坂場西町1-1	05972(3)3447	05972(3)3449
	熊野	519-4324	熊野市井戸町383	05978(5)2158	05978(5)3914
滋賀県	大津	520-0801	大津市におの浜四丁目4-5	077(522)6755	077(525)6161
	草津	525-8525	草津市草津三丁目14-75	077(562)3526	077(562)3533
	水口	528-8511	甲賀郡水口町水口6200	0748(63)6111	0748(63)6142
	八日市	527-0023	八日市市緑町8-22	0748(22)1253	0748(22)1617
	彦根	522-0039	彦根市和田町41	0749(22)1770	0749(26)7540
	長浜	526-0033	長浜市平方町1152-2	0749(62)4170	0749(63)2989
	今津	520-1621	高島郡今津町今津448-45	0740(22)2525	0740(22)5693
京都府	北	603-8164	京都市北区紫野東御所田町33-1	075(432)1181	075(451)0611
	上京	602-0056	京都市上京区堀川通上立売下ル北舟橋町866	075(432)3221	075(432)2025
	左京	606-8225	京都市左京区田中門前町 1	075(781)5171	075(791)9616
	中京	604-8265	京都市中京区西堀川通御池下ル西三坊堀川町521	075(812)0061	075(822)7151
	東山	605-0863	京都市東山区東大路五条上ル梅林町576	075(561)6195	075(531)2869
	山科	607-8168	京都市山科区榎辻池尻町14-2	075(592)3050	075(501)6831
	下京	600-8181	京都市下京区五条通間之町東入大津町 2	075(351)9025	075(351)9028
	南	601-8441	京都市南区西九条南田町1-3	075(681)3111	075(691)1397
	右京	616-8165	京都市右京区太秦桂ヶ原町9-1	075(861)2176	075(861)4678
	伏見	612-8062	京都市伏見区鷹匠町33	075(611)1161	075(611)1166
	西京	615-8083	京都市西京区桂良町1-2	075(392)5690	075(392)6052
	向陽	617-0006	向日市上植野町馬立 8	075(933)1151	075(932)6910
	宇治	611-0021	宇治市宇治若森7-6	0774(21)2191	0774(24)6215
	田辺	610-0331	京田辺市田辺明田 1	0774(63)5745	0774(62)6416

京都府	木津	619-0214	相楽郡木津町大字木津小字上戸18	0774(72)4300	0774(72)8412
	亀岡	621-0851	亀岡市荒塚町1-4-1	0771(22)0264	0771(25)0544
	周山	601-0251	北桑田郡京北町字周山小字上ノ段 1	0771(52)0050	0771(52)0051
	園部	622-0041	船井郡園部町小山東町藤ノ木21	0771(62)4751	0771(63)0609
	綾部	623-0012	綾部市糸町丁畠10-2	0773(42)0190	0773(42)6695
	福知山	620-0055	福知山市篠尾新町1-91	0773(22)6381	0773(22)0429
	舞鶴	624-0906	舞鶴市倉谷村西1499	0773(75)0805	0773(76)7746
	宮津	626-0044	宮津市字吉原2586-2	0772(22)2107	0772(22)7212
	峰山	627-0011	中郡峰山町字丹波小字中嶋855	0772(62)0361	0772(62)4368
大阪府	大阪市	545-0051	大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000あべのメディクス	06(6647)0641	06(6647)0803
	堺市	590-0953	堺市甲斐町東3-2-6	0722(22)9933	0722(22)9876
	東大阪市	577-0034	東大阪市御厨南2-3-45	06(6618)3600	06(6618)3606
	池田	563-0041	池田市満寿美町3-19	0727(51)2990	0727(51)3234
	豊中	560-0881	豊中市中桜塚4-11-1	06(6849)1721	06(6846)2510
	吹田	564-0072	吹田市出口町19-3	06(6339)2225	06(6339)2058
	茨木	567-0813	茨木市大住町8-11	0726(24)4668	0726(23)6856
	高槻	569-0802	高槻市北園町6-29	0726(81)1221	0726(81)1970
	枚方	573-0027	枚方市大垣内町2-2-2	0720(45)3151	0720(45)0685
	寝屋川	572-0838	寝屋川市八坂町28-3	0720(29)7771	0720(38)1152
	守口	570-0066	守口市梅園町4-15	06(6993)3131	06(6993)3136
	四条畷	575-0034	四條畷市市江瀬美町1-16	0720(78)1021	0720(76)4484
	八尾	581-0006	八尾市清水町1-2-5	0729(94)0661	0729(22)4965
	藤井寺	583-0024	藤井寺市藤井寺1-8-36	0729(55)4181	0729(39)6479
	富田林	584-0031	富田林市寿町3-1-35	0721(23)2681	0721(24)7940
	和泉	594-0071	和泉市府中町6-12-3	0725(41)1342	0725(43)9136
	岸和田	596-0076	岸和田市野田町3-13-1	0724(22)5681	0724(22)7501
	泉佐野	598-0001	泉佐野市上瓦屋583-1	0724(62)7701	0724(62)5426
兵庫県	神戸市	651-8570	神戸市中央区雲井通5-1-1	078(232)7581	078(261)1410
	姫路市中央	670-0931	姫路市坂田町 3	0792(89)1631	0792(89)0210
	姫路市西	671-1153	姫路市広畑区高浜町3-21	0792(36)1473	0792(36)9352
	尼崎市	660-0892	尼崎市東難波町4-16-21	06(6481)8601	06(6481)1642
	西宮	662-0855	西宮市江上町3-26	0798(26)3666	0798(23)5766
	芦屋	659-0065	芦屋市公光町1-23	0797(32)0707	0797(38)1340
	伊丹	664-0898	伊丹市千僧1-51	0727(83)1231	0727(77)4091
	宝塚	665-0034	宝塚市小林3-5-22	0797(72)0054	0797(74)7091
	川西	666-0017	川西市火打1-22-8	0727(57)4220	0727(55)0859
	三田	669-1531	三田市天神1-10-14	0795(63)5611	0795(63)6097
	明石	673-0892	明石市本町2-3-30	078(917)1122	078(917)1138
	加古川	675-0031	加古川市加古川町北在家	0794(22)0001	0794(22)7589
	西脇	677-0014	西脇市郷瀬町666-5	0795(22)2666	0795(22)9361
	三木	673-0423	三木市宿原字寺の前70	0794(83)3023	0794(83)6741
	高砂	676-0015	高砂市荒井町紙町1-52	0794(42)2991	0794(42)4483
	加西	675-2303	加西市北条町古坂1173-14	0790(42)0266	0790(42)1979
	社	673-1431	加東郡社町社1075-2	0795(42)5111	0795(42)6228
	竜野	679-4167	龍野市龍野町富永1311-3	0791(63)3711	0791(63)9234

兵庫県	赤穂	678-0239	赤穂市加里屋98-2	07914(3)2321	07914(3)5386
	福崎	679-2204	神崎郡福崎町西田原235	0790(22)1234	0790(22)6680
	佐用	679-5301	佐用郡佐用町佐用3133	0790(82)2621	0790(82)3628
	山崎	671-2573	宍粟郡山崎町今宿字前田 5	0790(62)8100	0790(62)6480
	豊岡	668-0025	豊岡市幸町7-11	0796(23)1001	0796(24)4410
	浜坂	669-6747	美方郡浜坂町三谷389-1	0796(82)3161	0796(82)3289
	和田山	669-5202	朝来郡和田山町東谷字山の下213-96	0796(72)3151	0796(72)5992
	柏原	669-3309	氷上郡柏原町柏原688	0795(72)0500	0795(73)0259
	篠山	669-2341	篠山市郡家451-2	0795(52)2811	0795(52)5852
	洲本	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799(22)3541	0799(22)3345
	津名	656-2131	津名郡津名町志筑110-1	0799(62)0181	0799(62)1404
	三原	656-0501	三原郡南淡町福良甲512-154	0799(52)0099	0799(53)1098
奈良県	奈良市	630-8325	奈良市西木辻町200-46	0742(23)6171	0742(23)3270
	郡山	639-1005	大和郡山市植槻町3-16	0743(53)2701	0743(52)6095
	桜井	633-0062	桜井市粟殿1000	0744(43)3131	0744(46)3597
	葛城	635-8508	大和高田市大中98-4	0745(22)1701	0745(23)8460
	内吉野	637-0041	五條市本町3-1-13	07472(2)3051	07472(5)3623
	吉野	638-0045	吉野郡下市町新住15-3	0747(52)0551	0747(52)7259
和歌山県	和歌山市	640-8137	和歌山市吹上5-2-15	0734(33)2261	0734(31)9980
	海南	642-0022	海南市大野中939	0734(82)0600	0734(82)3786
	岩出	649-6223	那賀郡岩出町高塚209	0736(63)0100	0736(62)8720
	高野口	649-7203	伊都郡高野口町名古曽927	0736(42)3210	0736(42)0886
	湯浅	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737(63)4111	0737(64)1290
	御坊	644-0011	御坊市湯川町財部859-2	0738(22)3481	0738(22)8751
	田辺	646-0027	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739(22)1200	0739(26)7935
	新宮	647-0043	新宮市緑が丘2-4-8	0735(22)8551	0735(22)6225
鳥取県	鳥取	680-0901	鳥取市江津730	0857(22)5161	0857(22)5670
	倉吉	682-0802	倉吉市東巖城町 2	0858(23)3153	0858(23)4803
	米子	683-0802	米子市東福原 1 丁目1-45	0859(31)9315	0859(34)1392
島根県	松江	690-0882	松江市大輪町420	0852(23)1315	0852(21)2770
	雲南	699-1396	大原郡木次町大字里方531-1	0854(42)3923	0854(42)9654
	出雲	693-0021	出雲市塩冶町223-1	0853(21)1191	0853(21)7428
	浜田	697-0041	浜田市片庭町254	0855(22)3131	0855(22)7009
	益田	698-0007	益田市昭和町13-1	0856(23)2350	0856(23)5264
	県央	696-8510	邑智郡川本町大字川本279	0855(72)0521	0855(72)9694
	隠岐	685-0015	隠岐郡西郷町大字港町字塩口24	08512(2)1331	08512(2)9718
岡山県	岡山市	700-8546	岡山市鹿田町1-1-1	086(212)2600	086(212)2641
	倉敷市	710-0834	倉敷市笹沖170	086(434)9800	086(434)9805
	倉敷	710-8530	倉敷市羽島1083	086(425)2111	086(425)1941
	井笠	714-8502	笠岡市六番町2-5	0865(63)5252	0865(63)5750
	高梁	716-8585	高梁市落合町近似286-1	0866(22)4111	0866(22)8098
	阿新	718-8550	新見市新見2056-1	0867(72)1177	0867(72)8537
	真庭	717-0013	真庭郡勝山町勝山620-5	0867(44)3111	0867(44)2917
	津山	708-0051	津山市椿高下114	0868(23)2311	0868(23)6129
	勝英	707-8585	英田郡美作町入田291-1	08687(2)0911	08687(2)3731

岡山県	東備	705-0022	備前市東片上213-1	0869(64)2255	0869(64)1108
	岡山	703-8278	岡山市古京町1-1-17	086(272)3950	086(271)0317
広島県	広島市	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	082(504)2051	082(504)2258
	福山市	720-0032	福山市三吉町南2丁目-11-22	0849(28)1164	0849(28)1143
	呉市	737-0041	呉市和庄1-2-13	0823(25)3532	0823(24)6826
	尾三地域	723-0015	三原市円一町2-4-1	0848(64)2322	0848(64)3666
	芸北地域	731-0221	広島市安佐北区可部4-12-1	082(814)3181	082(814)3190
	広島地域	738-0004	廿日市市桜尾2-2-68	0829(32)1181	0829(32)0640
	呉地域	737-0811	呉市西中央1-3-25	0823(22)5400	0823(22)5994
	東広島地域	739-0014	東広島市西条昭和町13-10	0824(22)6911	0824(22)4161
	福山地域	720-8511	福山市三吉町1-1-1	0849(21)1311	0849(28)7882
	備北地域	728-0013	三次市十日市東4-6-1	0824(63)5181	0824(63)5190
山口県	下関市	750-0006	下関市南部町1-6	0832(31)1111	0832(35)3901
	岩国環境	740-0016	岩国市三笠町1-1-1	0827(29)1512	0827(29)1592
	柳井環境	742-0032	柳井市古閑作字中東条658-1	0820(22)3631	0820(22)7286
	徳山環境	745-0004	徳山市毛利町2-38	0834(31)6394	0834(31)6398
	防府環境	747-0801	防府市駅南町14-28	0835(22)3740	0835(22)0962
	山口環境	753-8588	山口市吉敷3325-1	0839(34)2525	0839(34)2527
	宇部環境	755-0031	宇部市常盤町2-3-28	0836(31)3200	0836(34)4121
	豊浦環境	759-6302	豊浦郡豊浦町大字小串石堂5-2	0837(72)2241	0837(72)2244
	長門環境	759-4101	長門市東深川1344-1	0837(22)2811	0837(22)6363
	萩環境	758-0041	萩市江向河添沖田531-1	0838(25)2663	0838(26)0691
徳島県	徳島	770-0855	徳島市新蔵町3-80	0886(52)5151	0886(52)9334
	阿南	774-0030	阿南市富岡町佃町539-7	0884(22)0072	0884(22)6404
	日和佐	779-2305	海部郡日和佐町奥河内字弁財天17-1	08847(7)1222	08847(7)0727
	鴨島	776-0010	麻植郡鴨島町鴨島106-2	0883(24)1114	0883(22)1760
	穴吹	777-0005	美馬郡穴吹町穴吹字明連23	0883(52)1017	0883(53)9446
	池田	778-0002	三好郡池田町字マチ2542-4	0883(72)1121	0883(72)6884
香川県	高松市	760-0028	高松市鍛冶屋町5-5	087(839)2860	087(839)2879
	大内	769-2515	大川郡大内町町田638-4	0879(25)3141	0879(25)2624
	土庄	761-4121	小豆郡土庄町洲崎甲2079-5	0879(62)1373	0879(62)1384
	坂出	762-0002	坂出市入船町1-2-28	0877(46)0250	0877(46)0383
	丸亀	763-0034	丸亀市大手町2-2-1	0877(23)4151	0877(25)5445
	琴平	766-0004	仲多度郡琴平町榎井817	0877(73)3254	0877(73)3354
	観音寺	768-0060	観音寺市観音寺町甲966	0875(25)4066	0875(25)6320
	中部	760-0017	高松市番町5-4-15	0878(31)1531	0878(31)6836
愛媛県	松山市	790-0813	松山市萱町6丁目30-5	089(911)1800	089(923)6618
	伊予三島	799-0404	伊予三島市宮川4-6-53	0896(23)3360	0896(28)1043
	新居浜	792-0042	新居浜市本郷3-1-5	0897(44)4550	0897(44)4560
	西条中央	793-0042	西条市喜多川796-1	0897(55)7577	0897(56)3848
	今治中央	794-8502	今治市旭町1-4-9	0898(23)2517	0898(23)2531
	松山中央	790-8502	松山市北持田町132	089(931)8455	089(931)8455
	大洲	795-8504	大洲市田口甲425-1	0893(24)3165	0893(24)3167
	八幡浜中央	796-0048	八幡浜市北浜1-3-37	0894(22)0600	0894(22)0600
	宇和島中央	798-8511	宇和島市天神町7-1	0895(22)5735	0895(24)6806

高知県	高知市	780-0850	高知県丸の内2-4-1	088(822)1121	088(822)1880
	安芸	784-0001	安芸市矢の丸1-4-36	08873(4)3175	08873(4)3170
	幡多	787-0028	中村市山手通19	0880(35)5979	0880(35)5980
	窪川	786-0007	高岡郡窪川町古市町8-3	08802(2)1121	08802(2)3774
	本山	781-3601	長岡郡本山町本山946-6	0887(76)2028	0887(76)2265
	室戸	781-7101	室戸市室戸岬町4321-2	08872(2)0811	08872(3)1890
	土佐清水	787-0333	土佐清水市西町4-5	08808(2)1217	08808(2)4780
	高幡	785-8585	須崎市東古市町6-26	0889(42)1875	0889(42)8924
	中央東	782-0017	香美郡土佐山田町山田1128-1	08875(3)3171	08875(2)4561
	中央西	789-1201	高岡郡佐川町甲1243-4	0889(22)1240	0889(22)9031
福岡県	中央	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-5-1	092(761)7361	092(734)1690
	博多	812-0044	福岡市博多区千代1-21-16	092(641)6661	092(641)2675
	南	815-0032	福岡市南区塩原3-25-3	092(541)2231	092(541)9914
	早良	814-0006	福岡市早良区百道1-18-18	092(851)6400	092(822)5733
	東	812-0053	福岡市東区箱崎2-54-27	092(651)3831	092(651)3844
	西	819-0004	福岡市西区姪浜町957-11	092(882)3231	092(891)9894
	城南	814-0103	福岡市城南区鳥飼5-2-25	092(831)4261	092(822)5844
	北九州市	803-0811	北九州市小倉北区大門1-6-48	093(571)0260	093(581)4087
	大牟田市	836-0843	大牟田市不知火町1-5-1	0944(41)2668	0944(41)2675
	遠賀	807-0042	遠賀郡水巻町大字吉田字麻生開2363-18	093(201)4161	093(201)7417
	宗像	811-3436	宗像市大字東郷934-1	0940(36)2045	0940(36)2592
	粕屋	811-2312	糟屋郡粕屋町大字戸原235-7	092(939)1500	092(939)1186
	筑紫	816-0943	大野城市白木原3-5-25	092(513)5581	092(592)8444
	糸島	819-1112	前原市大字浦志216-1	092(322)5186	092(322)9252
	田川	825-0002	田川市大字伊田字松原通り3294-13	0947(44)0666	0947(46)1975
	久留米	839-0861	久留米市合川町1642-1	0942(30)1043	0942(37)1973
	朝倉	838-0068	甘木市大字甘木2014-1	0946(22)4185	0946(24)9260
	八女	834-0063	八女市本村25	0943(22)6962	0943(23)7044
	山門	835-0025	山門郡瀬高町大字上庄1784-1	0944(62)4174	0944(63)3517
	京築	824-0005	行橋市中央1-2-1	09302(3)2244	09302(5)4896
	鞍手	822-0034	直方市大字山部字浦山808-2	09492(2)2425	09492(4)9195
	嘉穂	820-0003	飯塚市新立岩8-1	0948(23)4161	0948(24)0883
佐賀県	鳥栖	841-0051	鳥栖市元町字横田1234-1	0942(83)2161	0942(84)1849
	唐津	847-0012	唐津市大名小路3-1	0955(73)4185	0955(75)0438
	伊万里	848-0041	伊万里市新天町坂口122-4	0955(23)2101	0955(22)3829
	佐賀中部	849-8585	佐賀市八丁囃町1-20	0952(30)1321	0952(33)4627
	杵藤	843-0023	武雄市武雄町大字昭和265	0954(22)2103	0954(22)4573
長崎県	佐世保市	857-0042	佐世保市高砂町5-17	0956(24)1111	0956(25)9684
	長崎市	850-8685	長崎市桜町6-3	095(829)1153	095(829)1221
	壱岐	811-5133	壱岐郡郷ノ浦町本村触620	09204(7)0260	09204(7)6357
	西彼	852-8061	長崎市滑石1-9-5	095(856)0691	095(856)0692
	県央	854-0081	諫早市栄田町26-49	0957(26)3304	0957(26)9870
	県南	855-0835	島原市西八幡町8509-2	0957(62)3287	0957(64)6520
	県北	859-4807	北松浦郡田平町里免1126-1	0950(57)3933	0950(57)3666
	五島	853-0007	福江市福江町504	0959(72)3125	0959(75)0102

長崎県	上五島	857-4211	南松浦郡有川町有川郷2254-17	0959(42)1121	0959(42)1124
	対馬	817-0011	下県郡厳原町大字宮谷224	09205(2)0166	09205(2)7403
熊本県	熊本市	862-0976	熊本市九品寺1-13-16	096(364)3185	096(371)5172
	山鹿	861-0501	山鹿市山鹿465-2	0968(44)4121	0968(44)4123
	菊池	861-1331	菊池市隈府1272-10	0968(25)4155	0968(25)5457
	阿蘇	869-2301	阿蘇郡阿蘇町大字内牧1204	0967(32)0535	0967(32)0536
	御船	861-3200	上益城郡御船町辺田見400	096(282)0016	096(282)3117
	八代	866-0811	八代市西片町1660	0965(32)6121	0965(33)6321
	水俣	867-0061	水俣市八幡町2-2-13	0966(63)4104	0966(63)3289
	人吉	868-0056	人吉市寺町12-1	0966(22)3107	0966(22)4392
	有明	865-0016	玉名市岩崎1004-1	0968(72)2184	0968(74)1721
	宇城	869-0532	下益城郡松橋町久具400-1	0964(32)1147	0964(33)5063
	天草	863-0013	本渡市今釜新町3530	0969(23)0172	0969(22)0455
大分県	大分市	870-0023	大分市長浜町2-13-29	097(536)2222	097(532)3105
	国東	873-0504	東国東郡国東町大字安国寺786-1	0978(72)1127	0978(72)3073
	臼杵	875-0041	臼杵市大字臼杵字洲崎72-34	0972(62)9171	0972(62)9173
	佐伯	876-0844	佐伯市向島1-4-1	0972(22)0562	0972(22)1276
	三重	879-7131	大野郡三重町大字市場934-2	0974(22)0162	0974(22)7580
	竹田	878-0026	竹田市大字飛田川字山手1690-2	0974(63)2187	0974(63)0243
	中津	871-0024	中津市中央町1-10-42	0979(22)2210	0979(22)2211
	中央	874-0840	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977(67)2511	0977(67)2512
	日田玖珠	877-0025	日田市田島2-2-5	0973(23)3133	0973(23)3136
	宇佐高田	879-0454	宇佐市大字法鏡寺235-1	0978(32)1350	0978(33)5065
宮崎県	宮崎市	880-0032	宮崎市霧島1-2	0985(29)4111	0985(29)5208
	都城	885-0012	都城市上川東3-14-3	0986(23)4504	0986(23)0551
	延岡	882-0803	延岡市大貫町1-2840	0982(33)5373	0982(33)5375
	日南	887-0031	日南市大字戸高392	0987(23)3141	0987(23)3014
	小林	886-0003	小林市大字堤字金鳥居3020の13	0984(23)3118	0984(23)3119
	高鍋	884-0002	児湯郡高鍋町大字北高鍋204	0983(22)1330	0983(23)5139
	高千穂	882-1101	西臼杵郡高千穂町大字三田井1086-1	0982(72)2168	0982(72)4786
	日向	883-0041	日向市北町 2 丁目16番地	0982(52)5101	0982(52)5104
	中央	880-0032	宮崎市霧島1-2	0985(28)2111	0985(23)9613
鹿児島県	中央	890-8543	鹿児島市鴨池2-25-1-11	099(258)2321	099(258)2392
	山下	892-0816	鹿児島市山下町10-5	099(224)1111	099(222)4100
	指宿	891-0402	指宿市十二町301	0993(22)2171	0993(23)2142
	加世田	897-0001	加世田市村原656	0993(53)2315	0993(53)4519
	伊集院	899-2501	日置郡伊集院町下谷口1960-1	099(273)3111	099(272)5674
	川薩	895-0041	川内市隈之城町228-1	0996(23)3165	0996(20)2127
	出水	899-0202	出水市昭和町18-18	0996(63)3111	0996(63)1114
	大口	895-2511	大口市里53-1	09952(2)1452	09952(2)3446
	加治木	899-5212	姶良郡加治木町識訪町12	0995(63)3111	0995(62)5052
	隼人	899-5106	姶良郡隼人町内山田10-2	0995(42)0480	0995(42)6186
	志布志	899-7103	曽於郡志布志町志布志2-1-11	0994(72)1021	0994(72)2855
	鹿屋	893-0011	鹿屋市打馬2-16-6	0994(43)3121	0994(41)1957
	西之表	891-3101	西之表市西之表7590	09972(2)1131	09972(2)1846

鹿児島県	屋久島	891-4311	熊本郡屋久町安房650	09974(6)2024	09974(6)3522
	名瀬	894-0032	名瀬市柳町2-1	0997(52)5411	0997(52)1974
	徳之島	891-7101	大島郡徳之島町亀津4943-2	0997(82)0149	0997(83)2535
沖縄県	北部	905-0012	名護市字名護1617-1	0980(52)2714	0980(53)2505
	石川	904-1105	石川市白浜2-11-1	098(965)1011	098(964)2013
	コザ	904-0004	沖縄市中央2-5-1	098(938)9886	098(938)9779
	中央	902-0076	那覇市与儀1-3-21	098(854)1005	098(835)1014
	南部	901-1104	島尻郡南風原町字宮平212	098(889)6351	098(888)1348
	宮古	906-0007	平良市字東仲宗根476	09807(2)2420	09807(2)8446
	八重山	907-0002	石垣市字真栄里438	09808(2)3240	09808(3)0474

*; 保健福祉事務所

5) 全国家畜保健衛生所一覧

平成14年8月20日現在

都道府県	名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
北海道	石狩家畜保健衛生所	062-0045	札幌市豊平区羊ヶ丘 3	011-851-4779	011-851-4780
	渡島家畜保健衛生所	041-0801	函館市西桔梗町 555-13	0138-49-5444	0138-49-5446
	檜山家畜保健衛生所	043-0063	檜山郡江差町南浜町 240-2	01395-2-0707	01395-2-4226
	後志家畜保健衛生所	044-0083	虻田郡倶知安町字旭 15	0136-22-2010	0136-22-1554
	空知家畜保健衛生所	079-0181	岩見沢市岡山町 12-37	0126-22-4212	0126-23-9676
	上川家畜保健衛生所	071-8154	旭川市東鷹栖町 4 線 15	0166-57-2232	0166-57-7626
	留萌家畜保健衛生所	098-3217	天塩郡幌延町元町 6-1	01632-5-1226	01632-5-1165
	宗谷家畜保健衛生所	098-5736	枝幸郡浜頓別町字戸出	01634-2-2106	01634-2-4340
	網走家畜保健衛生所	090-0008	北見市大正 323-5	0157-36-0725	0157-36-5801
	胆振家畜保健衛生所	059-0462	登別市富浦町 4-3	0143-85-3231	0143-85-1562
	日高家畜保健衛生所	056-0005	静内郡静内町こうせい町 2-2-15	01464-2-1333	01464-2-0542
	十勝家畜保健衛生所	089-1182	帯広市川西町基線 59-6	0155-59-2021	0155-59-2571
	釧路家畜保健衛生所	084-0917	釧路市大楽毛 127-1	0154-57-8775	0154-57-6125
	根室家畜保健衛生所	086-0214	野付郡別海町別海緑町 69	01537-5-2725	01537-5-2737
青森県	青森家畜保健衛生所	030-0911	青森市造道字 3-25-2	0177-42-3791	0177-42-3792
	弘前家畜保健衛生所	036-8154	弘前市豊原 2-7-1	0172-35-0250	0172-35-0251
	八戸家畜保健衛生所	039-1101	八戸市大字尻内字毛合清水 7-2	0178-27-7415	0178-27-7418
	十和田家畜保健衛生所	034-0093	十和田市西 12-19-23	0176-23-6235	0176-23-3044
	むつ家畜保健衛生所	035-0072	むつ市金谷 2-18-25	0175-22-1254	0175-22-1259
	木造家畜保健衛生所	038-3151	西津軽郡木造町若竹 2	0173-42-2276	0173-42-6087
岩手県	盛岡家畜保健衛生所	020-0173	岩手郡滝沢村滝沢字砂込 390-5	019-688-4011	019-688-4012
	水沢家畜保健衛生所	023-0003	水沢市佐倉河字東館 41-1	0197-23-3531	0197-23-3593
	久慈家畜保健衛生所	028-0031	久慈市天神堂 37-194	0194-53-3258	0194-53-5790
	二戸家畜保健衛生所	028-6101	二戸市福岡字大明神平 30	0195-23-2614	0195-23-4721
宮城県	大河原家畜保健衛生所	989-1243	柴田郡大河原町字南 129-1	0224-53-2513	0224-52-1392
	仙台家畜保健衛生所	983-0832	仙台市宮城野区安養寺 3-11-22	022-257-0921	022-295-0984
	古川家畜保健衛生所	989-6116	古川市旭 4-1-1	0229-91-0730	0229-91-0220
	迫家畜保健衛生所	987-0511	登米郡迫町佐沼字西佐沼 150-5	0220-22-2395	0220-21-1270
秋田県	北部家畜保健衛生所	018-3454	北秋田郡鷹巣町脇神字高村岱 92-3	0186-62-2715	0186-62-0146
	中央家畜保健衛生所	010-0975	秋田市八橋字下八橋 1-2	018-864-0401	018-862-7132
	南部家畜保健衛生所	014-0011	大曲市富士見町 6-55	0187-62-5354	0187-66-1849
山形県	中央家畜保健衛生所	990-2161	山形市漆山 736	023-686-4410	023-686-5715
	最上家畜保健衛生所	996-0002	新庄市金沢字大道上 2034	0233-22-1111	0233-23-2944
	置賜家畜保健衛生所	999-2292	南陽市三間通 444	0238-43-3217	0238-43-5249
	庄内家畜保健衛生所	999-7781	東田川郡余目町大字余目字土堤下 35-2	0234-42-3331	0234-42-3436
福島県	県北家畜保健衛生所	960-8132	福島市東浜町 5-18	024-531-1301	024-531-6810
	県中家畜保健衛生所	963-8041	郡山市富田町字満水田 2	024-923-1661	024-923-4555
	県南家畜保健衛生所	961-0053	白河市字中田 289	0248-27-1221	0248-27-1229
	会津家畜保健衛生所	965-0077	会津若松市高野町大字上高野字村前 90	0242-25-0599	0242-25-0799
	相双家畜保健衛生所	975-0033	原町市高見町 1-276-1	0244-24-3451	0244-24-3614
	いわき家畜保健衛生所	973-8402	いわき市内郷御殿町字長町 107-1	0246-23-3117	0246-23-3147
茨城県	県北家畜保健衛生所	310-0002	水戸市中河内町 966-1	029-225-3241	029-224-6661
	鹿行家畜保健衛生所	311-1517	鹿島郡銚田町銚田 1367-3	0291-33-4111	0291-33-4494

茨城県	県南家畜保健衛生所	300-0051	土浦市真部 5-17-26	0298-22-8511	0298-24-1878
	県西家畜保健衛生所	300-4516	真壁郡明野町新井新田字台原 42-4	0296-52-1345	0296-52-4870
栃木県	県央家畜保健衛生所	321-0905	宇都宮市平出工業団地 6-8	028-689-1200	028-689-1279
	県南家畜保健衛生所	328-0075	栃木市箱森町 22-27	0282-22-0188	0282-22-5959
	県北家畜保健衛生所	329-2713	那須郡西那須野町緑 12-14	0287-36-0314	0287-37-4825
群馬県	中部家畜保健衛生所	379-2165	前橋市上長磯町 315	027-261-0314	027-263-3002
	西部家畜保健衛生所	370-0074	高崎市下小島町 233	027-362-2261	027-362-2260
	吾妻家畜保健衛生所	377-0425	吾妻郡中之条町西中之条 50	0279-75-2240	0279-75-6391
	利根家畜保健衛生所	378-0031	沼田市薄根町 3236-2	0278-24-3888	0278-24-3889
	東部家畜保健衛生所	373-0805	太田市八重笠 361-3	0276-45-2041	0276-45-9994
	家畜衛生研究所	371-0103	群馬県勢多郡富士見村小暮 2425-3	027-288-2106	027-288-2161
埼玉県	大宮家畜保健衛生所	331-0041	さいたま市別所町 107-1	048-663-3071	048-666-8731
	川越家畜保健衛生所	350-0837	川越市石田 152	0492-25-4141	0492-26-9653
	熊谷家畜保健衛生所	360-0813	能谷市円光 1-8-30	0485-21-1274	0485-26-1063
千葉県	中央家畜保健衛生所	262-0011	千葉市花見川区三角町 656	043-250-4141	043-286-0090
	東部家畜保健衛生所	283-0064	東金市川場 1105-3	0475-52-4101	0475-52-3335
	南部家畜保健衛生所	296-0033	鴨川市八色 52	0470-92-2304	0470-93-7140
	北部家畜保健衛生所	287-0004	佐原市岩ヶ崎台 12-1	0478-54-1291	0478-54-5996
東京都	東京都家畜保健衛生所	190-0013	立川市富士見町 3-19-4	042-524-8001	042-523-4286
	大島支所	100-0101	大島町元町小清水 273-1	04992-2-1123	04992-2-2988
	三宅支所	100-1211	三宅村坪田 4357	04994-6-1414	04994-6-0115
	八丈支所	100-1401	八丈町大賀郷 4341-11	04996-2-0504	04996-2-2083
神奈川県	東部家畜保健衛生所	226-0015	横浜市緑区三保町 2076	045-934-2378	045-934-2377
	湘南家畜保健衛生所	259-1215	平塚市寺田縄 345	0463-58-0152	0463-58-5679
	県央家畜保健衛生所	243-0014	厚木市旭町 4-3-10	046-228-1649	046-229-6765
	足柄家畜保健衛生所	258-0003	足柄上郡松田町松田惣領 742	0465-83-3003	0465-82-6330
	家畜病性鑑定所	242-0021	大和市中央 5-1-7	046-263-6424	046-261-4196
山梨県	東部家畜保健衛生所	406-0034	東八代郡石和町唐柏 1000-1	055-262-3166	055-262-3108
	西部家畜保健衛生所	407-0024	韮崎市本町 3-5-24	0551-22-0771	0551-22-6728
長野県	佐久家畜保健衛生所	385-0035	佐久市瀬戸字中庭 1111-179	0267-62-4123	0267-63-3002
	上田支所	386-8555	上田市材木町 1-2-6	0268-23-1630	0268-25-7160
	伊那家畜保健衛生所	396-0021	伊那市伊那西町 5764	0265-72-2782	0265-72-2765
	飯田家畜保健衛生所	395-0034	飯田市追手町 2-678	0265-53-0440	0265-53-0441
	松本家畜保健衛生所	390-0851	松本市島内西川原 6931	0263-47-3223	0263-47-0101
	長野家畜保健衛生所	380-0944	長野市安茂里米町 1993	026-226-0923	026-227-2665
静岡県	東部家畜保健衛生所	419-0114	田方郡函南町仁田 101	0559-78-3 1 31	0559-78-9642
	富士分室駐在	416-0906	富士市本市場 441-1	0545-65-2196	0545-64-8430
	中部家畜保健衛生所	426-0066	藤枝市青葉町 1-2-45	054-635-2435	054-636-3171
	西部家畜保健衛生所	438-8558	磐田市見付 3599-4	0538-37-2276	0538-37-2272
	浜松分室駐在	431-3111	浜松市中郡町 392	053-434-2921	053-434-2923
新潟県	中央家畜保健衛生所	959-0423	西蒲原郡西川町大字旗谷	0256-88-3141	0256-88-3185
	佐渡支所	952-1209	佐渡郡金井町干種 246	0259-63-2676	0259-63-4781
	下越家畜保健衛生所	957-0015	新発田市東新町 1-7-6	0254-22-3067	0254-24-4022
	中越家畜保健衛生所	949-7413	北漁沼郡堀之内町大字堀之内 2914-2	02579-4-2121	02579-4-5400
	上越家畜保健衛生所	943-8551	上越市本城町 5-6	0255-26-9440	0255-22-1724

富山県	東部家畜保健衛生所	939-3548	富山市水橋金尾新 46	076-479-1106	076-479-1140
	西部家畜保健衛生所	939-1308	砺波市三郎丸 343	0763-33-2315	0763-33-6320
石川県	南部家畜保健衛生所	920-3101	金沢市才田町 324-2	076-257-1262	076-257-2122
	北部家畜保健衛生所	929-2126	鹿島郡田鶴浜町字大津 1-47	0767-68-3636	0767-68-6295
福井県	福井家畜保健衛生所	918-8226	福井市大畑町 69-10-1	0776-54-5104	0776-54-5966
	嶺南家畜保健衛生センター	919-1321	三方郡三方町上野 3-1-3	0770-45-0190	0770-45-0190
岐阜県	岐阜家畜保健衛生所	500-8388	岐阜市今嶺 4-2-22	058-272-6110	058-275-0715
	西濃家畜保健衛生所	503-0838	大垣市江崎町 422-3	0584-73-1111	0584-73-4422
	中濃家畜保健衛生所	505-8508	美濃加茂市古井町下古井字大脇 2610-1	0574-25-3111	0574-27-3092
	東濃家畜保健衛生所	509-7203	恵那市長島町正家後田 1067-71	0573-26-1111	0573-25-7669
	飛騨家畜保健衛生所	506-0055	高山市上岡本町 7-468	0577-33-1111	0577-32-9019
愛知県	尾張家畜保健衛生所	486-0851	春日井市篠木町 8-2673-5	0568-81-1874	0568-82-8475
	知多家畜保健衛生所	470-2324	知多郡武豊町内飽 1-2	0569-72-0344	0569-72-2770
	西三河家畜保健衛生所	444-0805	岡崎市美合町地蔵野 1-306	0564-51-5183	0564-54-5129
	加茂家畜保健衛生所	471-0067	豊田市栄生町 3-25	0565-32-0459	0565-35-0674
	設楽家畜保健衛生所	441-1344	新城市野田字上市場 26-2	05362-2-0549	05362-3-4952
	東三河家畜保健衛生所	441-8113	豊橋市西幸町古並 51-1	0532-45-1141	0532-48-8943
三重県	北勢家畜保健衛生所	510-0064	四日市市新生 4-19-26	0593-51-1085	0593-53-1591
	中央家畜保健衛生所	514-0061	津市一身田上津部田 1742-1	059-246-8611	059-221-6331
	伊賀支所	518-0823	上野市四十九町 2802	0595-24-8172	0595-24-8176
	南勢家畜保健衛生所	515-0217	松坂市早馬瀬町 83-2	0598-28-2266	0598-28-5851
	紀州家畜保健衛生所	519-4325	熊野市有馬町 5731	05978-9-2455	05978-9-2197
滋賀県	滋賀県家畜保健衛生所	523-0813	近江八幡市西本郷町 226-1	0748-37-7511	0748-37-4821
京都府	中央家畜保健衛生所	610-0121	城陽市寺田北山田 31-47	0774-52-2040	0774-52-2030
	南丹家畜保健衛生所	629-0165	船井郡八木町木原北東荘	0771-42-3308	0771-42-5117
	中丹家畜保健衛生所	620-0866	福知山市前田新町 69	0773-27-4710	0773-27-4711
	丹後家畜保健衛生所	629-2302	与謝郡野田川町下山田 616	0772-43-1125	0772-43-1124
大阪府	北部家畜保健衛生所	572-0836	寝屋川市木田町 14-5	072-826-0332	072-826-0532
	南部家畜保健衛生所	596-0821	岸和田市小松里町 1003	0724-45-0528	0724-45-0693
兵庫県	姫路家畜保健衛生所	670-0081	姫路市田寺東 2-10-16	0792-94-1807	0792-94-0948
	神戸出張所	651-2304	神戸市西区神出町小束野 30-16	078-965-2553	078-965-3082
	和田山家畜保健衛生所	669-5243	朝来郡和田山町高田 666	0796-73-2331	0796-72-0506
	洲本家畜保健衛生所	656-0011	洲本市炬口 1-1-18	0799-22-5606	0799-22-2856
奈良県	奈良県家畜保健衛生所業務第 1 課	639-1123	大和郡山市筒井町 600-3	0743-59-1700	0743-59-1740
	奈良県家畜保健衛生所業務第 2 課	639-2204	御所市南十三 152-1	0745-62-2440	0745-62-8771
和歌山県	紀北家畜保健衛生所	640-8483	和歌山市園部 1291	073-462-0500	073-462-5253
	紀中家畜保健衛生所	649-1534	日高郡印南町 2213-1	0738-42-0885	0738-42-0888
	紀南家畜保健衛生所	649-2103	西牟婁郡上富田町生馬 321-10	0739-47-0974	0739-47-2483
	東牟婁駐在	649-5142	東牟婁郡那智勝浦町下里 490	0735-58-1481	0735-58-1482
鳥取県	鳥取家畜保健衛生所	680-1132	鳥取市国安 210	0857-53-2240	0857-53-6352
	倉吉家畜保健衛生所	682-0017	倉吉市清谷町 2-132	0858-26-3341	0858-26-8164
	溝口家畜保健衛生所	689-4213	日野郡溝口町金屋谷字段ノ原 1	0859-62-0140	0859-62-0143

島根県	松江家畜保健衛生所(松江農林振興センター家畜衛生部)	699-0109	八束郡東出雲町大字錦浜 474-2	0852-52-5230	0852-52-3377
	隠岐支所(隠岐支庁家畜衛生部)	685-0015	隠岐郡西郷町大字港町字塩口 24	08512-2-9690	08512-2-9691
	出雲家畜保健衛生所(木次・出雲農林振興センター家畜衛生部)	693-0021	出雲市塩治町 990-2	0853-21-0276	0853-21-8390
	江津家畜保健衛生所(川本・浜田農林振興センター家畜衛生部)	659-0011	江津市江津町 1016-1	0855-52-3111	0855-52-4216
	益田家畜保健衛生所(益田農林振興センター家畜衛生部)	698-0025	益田市あけぼの西町 22-2	0856-22-2466	0856-22-8710
岡山県	岡山家畜保健衛生所	709-2123	御津郡御津町河内 2770-1	08672-4-3880	08672-4-3884
	井笠家畜保健衛生所	714-1225	小田郡矢掛町浅海 345	0866-84-8221	0866-84-8233
	高梁家畜保健衛生所	719-2122	高梁市高倉町田井 860	0866-22-2077	0866-22-7882
	真庭家畜保健衛生所	717-0013	真庭郡勝山町勝山 1884-16	0867-44-2231	0867-44-5060
	津山家畜保健衛生所	708-1117	津山市草加部 547-8	0868-29-0040	0868-29-3140
	家畜病性鑑定所	709-2123	御津郡御津町河内 2770-1	0867-24-3855	0867-24-3856
広島県	福山家畜保健衛生所	729-3421	甲奴郡上下町深江 396-1	0847-62-4213	0846-62-3979
	備北家畜保健衛生所	727-0011	庄原市東本町 1-4-1	08247-2-2015	08247-2-7334
	芸北家畜保健衛生所	731-0221	広島市安佐北区可部 4-12-1	082-814-3181	082-814-3604
	東広島家畜保健衛生所	739-0013	東広島市西条御条町 1-15	0824-23-2441	0824-24-1826
山口県	東部家畜保健衛生所	742-0031	柳井市南町 1-10-3	0820-22-2416	0820-22-2453
	中部家畜保健衛生所	754-0897	山口市嘉川 671-5	083-989-2517	083-989-2518
	西部家畜保健衛生所	750-0421	豊浦郡豊田町殿敷 1892	0837-66-1018	0837-66-0239
	北部家畜保健衛生所	758-0061	萩市椿 3621-1	0838-22-5677	0838-22-2285
徳島県	徳島家畜保健衛生所	770-0045	徳島市南庄町 5-94	088-631-8950	088-631-8938
	阿南支所	774-0013	阿南市日開野町谷田 483-3	0884-22-0304	0884-22-2225
	鴨島家畜保健衛生所	776-0002	麻植郡鴨島町麻植塚字向麻山北 136-3	0883-24-2029	0883-24-1397
	三加茂家畜保健衛生所	779-4703	三好郡三加茂町字中庄 856-1	0883-82-2397	0883-82-4843
香川県	東部家畜保健衛生所	761-0701	木田郡三木町池戸 3196	087-898-1121	087-898-9558
	小豆支所	761-4122	小豆郡土庄町大字上庄 28-1	0879-62-0359	0879-62-1438
	西部家畜保健衛生所	765-0022	善通寺市稲木町 9-2	0877-62-0020	0877-62-3299
	西讃支所	769-1503	三豊郡豊中町笠田竹田 438-1	0875-62-6109	0875-62-6129
愛媛県	西条家畜保健衛生所	793-0072	西条市氷見乙 2025	0897-57-9122	0897-57-9162
	今治家畜保健衛生所	794-0026	今治市別宮町 9-1-50	0898-22-0430	0898-22-0453
	中央家畜保健衛生所	791-3133	伊予郡松前町昌農内 641	089-984-1440	089-984-9795
	八幡浜家畜保健衛生所	796-8010	八幡浜市五反田 1 番耕地 18-3	0894-22-0328	0894-22-0343
	宇和島家畜保健衛生所	798-0020	宇和島市高串字丁田 1 番耕地	0895-22-1294	0895-22-9316
	家畜病性鑑定室				
高知県	東部家畜保健衛生所	781-6410	安芸郡田野町 903-8	08873-8-2543	08873-8-4152
	香長支所	782-0012	香美郡土佐山田町加茂 777	08875-2-3069	08875-3-1359
	中央家畜保健衛生所	781-1102	土佐市高岡町乙 3229	088-852-7730	088-852-7733
	嶺北支所	781-3521	土佐郡土佐町田井 1370-7	0887-82-0054	0887-82-2782
高知県	高幡家畜保健衛生所	786-0008	高岡郡窪川町榊山町 2-12	0880-22-1125	0880-22-4440
	濤原支所	785-0610	高岡郡濤原町構原 1629	0889-65-0392	0889-65-1241
	西部家畜保健衛生所	787-0019	中村市具同相の沢 5208	0880-37-2148	0880-37-5326

福岡県	中央家畜保健衛生所	816-0081	福岡市博多区井相田 2-1-3	092-581-0325	092-581-0474
	北九州家畜保健衛生所	800-0204	北九州市小倉南区中吉田 3-20-13	093-471-7838	093-471-1011
	筑豊家畜保健衛生所	820-0201	嘉穂郡稲筑町大字漆生 587-8	0948-42-0214	0948-42-1376
	両筑家畜保健衛生所	839-0861	久留米市合川町 1642-1	0942-30-1037	0942-35-9198
	筑後家畜保健衛生所	833-0041	筑後市和泉字九郎地山 606-1	0942-53-2405	0942-53-2723
佐賀県	中部家畜保健衛生所	849-0928	佐賀市若楠 2-7-4	0952-31-2211	0952-34-1046
	北部家畜保健衛生所	847-0323	東松浦郡鎮西町大字岩野	0955-82-3841	0955-51-1024
	西部家畜保健衛生所	843-0024	武雄市武雄町富岡 12266	0954-22-3185	0954-20-1013
長崎県	中央家畜保健衛生所	854-0063	諫早市貝津町 3118	0957-25-1331	0957-25-1332
	五島支所	853-0031	福江市吉久木町 725-3	0959-72-3379	0959-72-1023
	県北家畜保健衛生所	858-0911	佐世保市竹辺町 92	0956-48-3831	0956-48-3832
	県南家畜保健衛生所	859-1415	南高来郡有明町大三東戊 908-1	0957-68-1177	0957-68-2056
	壱岐家畜保健衛生所	811-5734	壱岐郡芦辺町国分本村触 1385-1	09204-5-3031	09204-5-3386
	対馬支所	817-0322	下県郡美津島町鶏知乙 110-4	09205-4-2179	09205-4-3149
熊本県	中央家畜保健衛生所	861-4215	下益城郡城南町沈目新畑 1666	0964-28-6021	0964-28-7412
	城北家畜保健衛生所	861-0304	鹿本郡鹿本町御宇田 198-5	0968-46-2075	0968-46-3332
	阿蘇家畜保健衛生所	869-2612	阿蘇郡一の宮町宮地 2639-1	0967-22-0041	0967-22-4612
	城南家畜保健衛生所	868-0042	人吉市蟹作町一本杉 1237-1	0966-22-3814	0966-22-3617
	天草家畜保健衛生所	863-0002	本渡市本渡町本戸馬場 1706-3	0969-22-3668	0969-24-4393
大分県	大分家畜保健衛生所	870-1153	大分市小野鶴字原 442	097-541-5241	097-542-0086
	三重家畜保健衛生所	879-7131	大野郡三重町市場 1123	0974-22-0179	0974-22-7762
	玖珠家畜保健衛生所	879-4414	玖珠郡玖珠町大字大隈 1038-1	0973-72-0313	0973-72-4674
	宇佐家畜保健衛生所	879-1135	宇佐市和気 1290	0978-37-0473	0978-37-3110
宮崎県	宮崎家畜保健衛生所	880-0212	宮崎郡佐土原町下那珂字片瀬原 3151-1	0985-73-1377	0985-73-7922
	都城家畜保健衛生所	889-4505	北諸県郡高崎町大字大牟田 4213-1	0986-62-5151	0986-62-5155
	延岡家畜保健衛生所	882-0803	延岡市大貫町 4-2655-1	0982-32-4308	0982-33-7837
鹿児島県	鹿児島中央家畜保健衛生所	891-0116	鹿児島市上福元町 5500	099-267-5252	099-267-5253
	熊毛支所	891-3604	熊毛郡中種子町野間 6065	09972-7-0036	09972-7-0136
	大島支所	894-0512	大島郡笠利町中金久金久田 77	0997-63-0045	0997-63-0045
	瀬戸内町駐在	894-1507	大島郡瀬戸内町古仁屋大田原 1111-3	09977-2-0246	09977-2-0246
	喜界町駐在	891-6202	大島郡喜界町湾 160-1	0997-65-0046	0997-65-0046
	徳之島支所	891-7101	大島郡徳之島町亀津 913	0997-83-0074	0997-83-0121
	和泊町駐在	891-9121	大島郡和泊町和泊 500-4	0997-92-0043	0997-92-0043
	与論町駐在	891-9301	大島郡与論町茶花	0997-97-2033	0997-97-2305
	南薩家畜保健衛生所	897-0302	川辺郡知覧町郡 4210-18	0993-83-2156	0993-83-2157
	北薩家畜保健衛生所	895-0067	川内市上川内町桂巻 5568-1	0996-22-2183	0996-22-2183
	姶良家畜保健衛生所	899-5241	姶良郡加治木町木田 1641-1	0995-62-3070	0995-62-3454
	曽於家畜保健衛生所	899-7601	曽於郡松山町新橋 21-17	0994-87-2351	0994-87-2043
	肝属家畜保健衛生所	893-0013	鹿屋市札元 1-18-20	0994-43-2515	0994-43-2516
沖縄県	中央家畜保健衛生所	901-1202	島尻郡大里村大里2505	098-945-2297	098-945-3467
	北部家畜保健衛生所	905-1152	名護市伊佐川 31	0980-52-2939	0980-53-3311
	宮古家畜保健衛生所	906-0012	平良市字西里 1951	09807-2-3321	09807-2-6673
	八重山家畜保健衛生所	907-0022	石垣市字大川 99	09808-2-2041	09808-3-8292

動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン 2003

平成 1 5 年 4 月 2 2 日 発行

厚生労働省健康局結核感染症課獣医衛生係
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL : 03-5253-1111 (内 2376 ,84)
FAX : 03-3581-6251
